

(第二類 第十一号)

衆百八十四回 国会院

社会保障と税の一體改革に関する特別委員会議録 第十九号

同月十四日

平成二十四年六月十四日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長

中野 寛成君

厚生労働大臣

(少子化対策担当)

財務大臣

鈴呂 吉雄君

鉢呂 吉雄君

和田 隆志君

和田 隆志君

伊吹 文明君

伊吹 文明君

五十嵐 文彦君

五十嵐 文彦君

高井 美穂君

高井 美穂君

大串 博志君

大串 博志君

福田 昭夫君

福田 昭夫君

竹島 一彦君

竹島 一彦君

小原 舞君

小原 舞君

川端 達夫君

川端 達夫君

和嶋 未希君

和嶋 未希君

高橋 千鶴子君

高橋 千鶴子君

宮本 岳志君

宮本 岳志君

豊田潤多郎君

豊田潤多郎君

渡辺 義彦君

渡辺 義彦君

同日

</div

同(笠井亮君紹介)(第二〇〇〇号)	同(佐々木憲昭君紹介)(第一〇三〇号)
同(穀田恵二君紹介)(第二〇〇一号)	同(志位和夫君紹介)(第二〇三一號)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二〇〇二号)	同(塙川鉄也君紹介)(第二〇三三号)
同(志位和夫君紹介)(第二〇〇三号)	同(高橋千鶴子君紹介)(第二〇三四号)
同(塙川鉄也君紹介)(第二〇〇四号)	同(吉井英勝君紹介)(第一〇三五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二〇〇五号)	同(宮本岳志君紹介)(第一〇〇六号)
同(宮本岳志君紹介)(第一〇〇六号)	同(吉井英勝君紹介)(第二〇〇七号)
同(吉井英勝君紹介)(第二〇〇七号)	子ども・子育て新システムを導入せず保育・幼児教育・子育て支援・学童保育施策の拡充を求めるに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二〇八号)
同(笠井亮君紹介)(第二〇〇九号)	同(笠井亮君紹介)(第二〇一〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二〇一一号)	同(穀田恵二君紹介)(第二〇一〇号)
同(志位和夫君紹介)(第二〇一二号)	同(塙川鉄也君紹介)(第二〇一三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二〇一四号)	同(吉井英勝君紹介)(第二〇一五号)
同(宮本岳志君紹介)(第二〇一六号)	中小業者の営業を破壊し、景気を悪化させる消費税増税反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二〇一七号)
同(笠井亮君紹介)(第二〇一八号)	同(塙川鉄也君紹介)(第二〇一七号)
同(穀田恵二君紹介)(第二〇一九号)	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二〇二〇号)	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)
同(志位和夫君紹介)(第二〇二二号)	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)
同(笠井亮君紹介)(第二〇二二号)	被用者年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二〇二三号)	子ども・子育て支援法案(内閣提出第七六号)
同(宮本岳志君紹介)(第二〇二四号)	子ども・子育て新システムを導入せず保育・幼児教育・子育て支援・学童保育施策の拡充を求めるに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二〇八号)
同(吉井英勝君紹介)(第二〇二五号)	社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)
消費税の増税に反対し、食料品非課税を早急に実施することに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二〇二七号)	社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)
同(笠井亮君紹介)(第二〇二八号)	社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)
同(穀田恵二君紹介)(第二〇二九号)	社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

○中野委員長 これより会議を開きます。	ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法案、総合こども園法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題いたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官村木厚子さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。	この際、お諮りいたします。
○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。	各案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官村木厚子さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕	○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○中野委員長 御異議なしと存じます。	〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井戸まさえさん。	一つは認可保育所そのものの定員拡大、二つ目は、株式会社、NPO法人等を活用した多様な保育施設、保育サービスの展開、三つ目が幼稚園の預かり保育、四つ目が、預かり保育を実施している企業主婦の場合は幼稚園を利用するといつたみ分けではもはや保育ニーズには応えられない、あらゆる手段を講じて多様な保育ニーズに応えることが必要として、六つの取り組みを御紹介いただきました。
○井戸委員 民主党の井戸まさえでございます。私は子供の貧困の問題をテーマに活動しておりますけれども、今回の社会保険と税の一体制改革は、まさにその子供たちの育ちと密接に関係がある人生前半の社会保障をどう担保していくのかという重要なテーマが含まれています。	就任以来三年間で待機児童を八八%減らした横浜市の林公述人からは、子育て環境を取り巻く状況が変わって、両親が働いている場合は保育所、専業主婦の場合は幼稚園を利用するといつたすみますけれども、私は子供の貧困の問題をテーマに活動しておりますけれども、今回の社会保険と税の一体制改革は、まさにその子供たちの育ちと密接に関係がある人生前半の社会保障をどう担保していくのかという重要なテーマが含まれています。
○中野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉井英勝さん。	一つは認可保育所そのものの定員拡大、二つ目は、株式会社、NPO法人等を活用した多様な保育施設、保育サービスの展開、三つ目が幼稚園の預かり保育、四つ目が、預かり保育を実施している企業主婦の場合は幼稚園を利用するといつたみ分けではもはや保育ニーズには応えられない、あらゆる手段を講じて多様な保育ニーズに応えることが必要として、六つの取り組みを御紹介いただきました。
○吉井英勝君紹介(第一〇二五号)	就任以来三年間で待機児童を八八%減らした横浜市の林公述人からは、子育て環境を取り巻く状況が変わって、両親が働いている場合は保育所、専業主婦の場合は幼稚園を利用するといつたすみ分けではもはや保育ニーズには応えられない、あらゆる手段を講じて多様な保育ニーズに応えることがあります。
○中野委員長 お尋ねありがとうございます。吉井英勝さん。	十一日の公聴会で、公述人の方々の御意見、そして委員の皆様との質疑を聞かせていただきました。その中には重要な指摘が幾つもあったかと思思います。

わらせていただきました。小学校就学前の子供に
対する保育そして教育の場として、まさに六十年
來悲願であった幼保一元化に向けてのステップで
もあり、親が働いているいないにかかわらず利用
できる施設という点では画期的な取り組みで、各
都道府県はさまざまにインセンティブを提示して
認定こども園拡大に努めてきたのです。制度が十
分に根づいていないとの御批判もありますけれど
も、兵庫県では全国二位の数、現在、七十二の認
定こども園を持っています。

認定ことも園にはこのように非常に評価でき
る内容もあるんですけれども、一方では課題もあ
ります。時代的ニーズに対応して先駆的に取り組ん
でいくという志のある施設経営者がいない限り、
広がりには限界があることも実感してまいりました。

その問題とは、が話が見れば四类型あります。概要は、
①保育園の運営権者による施設運営の負担を減らすための制度。
②保育園の運営権者による施設運営の負担を減らすための制度。
③保育園の運営権者による施設運営の負担を減らすための制度。
④保育園の運営権者による施設運営の負担を減らすための制度。

以上を踏まえて、総合こども園は認定こども園の発展形として捉えていいかどうか、そして、小渕報告でも指摘されたように、こうした二重行政の解消、財政措置の公平性、今回の総合こども園制度ではどのように解消されているのか、発展した部分も含めてお答えをお願いいたします。

○小宮山国務大臣 今、井戸戸委員からは御自身の体験も踏まえて御質問いただいて、ありがとうございます。

おっしゃるように、認定こども園は学校教育と保育を児童のときに一体的に提供するということことで、今回私どもが政府案として出しました総合こども園の狙いの先駆的な取り組みだというふうに思っています。平成十八年から始まりまして、現

在、九百十一件が認定をされていますけれども、なかなか目標に達していない。その理由として、小測報告の中にもありますけれども、二重行政だということや財政支援が少ないということ、それを解消していくことが今回の総合こども園を目指したものであって、その点については各党の、いろいろ、意見の一一致も今見つかるのではないかというふうに思っています。

今回法案を出している総合こども園は、認定なども園の制度をしっかりと引き継いで、幼稚園の運営を行なう、いわば、いじめの問題などについての

保育所 それそれの認可や指導監督を一本化しているということ、それから、こども園給付で財政支援を一本化してしっかりと財政支援をすることが、また、教育内容について国としての新たな基準、総合こども園保育要領を設けること、幼稚園教諭免許と保育士資格をあわせ持つ保育教諭を置くことなど、質の高い学級改革、児童福祉の充実化を図ることで、子供たちの健全な成長と社会貢献力の向上に寄与するものと期待される。

育を提供したいと考えています。今修正協議が進んでいますけれども、子供たちのためによい制度をとるという思いは一致していると思いますので、ぜひ合意が得られるように期待をしています。

○井戸委員 まさに修正協議のことと今触れられたんですけれども、先日の公聴会で大日向公述人がここ数日報道されていますこの修正協議に触れて、胸が潰れそうという表現をなされました。一年半、三十五回にわたって検討されたワーキングチームの委員の皆さんには、それぞれ団体を背負つており、それゆえに立場もあり、長い歴史の中で培われたそれぞれの文化、違い、これを持ちつつも、議論をまとめてこられました。まさに悲願であったこの取り組みがここで頓挫してしまってはならない、そういった必死の思いが伝わってまいりました。

御努力いただいた関係者のみならず、今までに小さな子供を抱える世代、これから子供を持ちた世代、自分の子供たちがもはや保育園や幼稚園に通う年代は過ぎました親たちも当時どれほどこの制度

度を望んだか、総合こども園制度に間に合わなかつた世代も含めて、この制度への期待は深まっています。ぜひ、成立に向けた、今意気込みを聞かせていただきましたけれども、御努力をおなお続けて、私たちも続けていかなければいけないと思っています。

や隣近所といった限られた二ミコニティーからそこから飛び立つて、他者と出会って、そして一定の時間を過ごすということで、社会と触れ合う最初の体験をいたします。

す
樂は、
王育て世作の薪の生活環境に非常に
厳しくて、變化も激しい。職場での悩みを抱えた
事実を見れば、この時期が、まさに家庭内でのさ
まざまな壁にぶつかる、出会う時期でもあるとい
うことを探しています。
そうした中で、同じように日々頑張る仲間たち
に出会って、何があつても大丈夫、一緒に頑張り
ましよう、私たちが支えるわよと言つてくださる
先生たちがいらしたからこそ、どれだけ勇気をも
らつて頑張れたことか。この時期は、子にとつて
も親にとつても、かけがえのない貴重な出会いや
体験をもたらしてくれます。
だからこそ、総合こども園は、施設の数だけを
ふやせばいいというわけではありません。これは
公聴会でも指摘されたとおりです。
一方で、利潤追求を目的にする株式会社の参入
が、子供や親に対する権利侵害を引き起こしかね
ないという心配の声も上がっています。また、株
式配当等に対しての懸念も根強いものがあります。
私自身の体験からいふと、保育所が閉まつてしまつた後、どうしても夜に抜けられない会合や打

ち合わせが入つてしまつたとき、自分や子供が病気になつたときなど、いざというときに子育てを助けてくれたのは株式会社の保育施設であり、逆に言えば、今まで認可施設が手が届かなかつた日の当たらぬ部分を支えてくれたのはそうした施設であつたことを考へると、むしろ、保育、教育分野で担つてきた貢献についても、客観的に評価した上で見ていくべきではないかと思つています。しかし、懸念がある以上は説明を尽くす必要もあると思っています。

トラブル事例等も含め、公立の保育園や学校法人での幼稚園と顕著な差があつたかも含めて、お答えいただければと思います。

○小宮山国務大臣 現在の政府提案では、総合こども園につきまして、株式会社、NPOなどの参加が認められている保育所が、原則として全て総合こども園に多行されるようになります。

合することも園に利害できるようになるとしないこと
また、待機児の解消のための量的拡大という強い
要請 このために、一定の要件を満たした株式会
社やNPOなどの参入も認めることにしています
す。これは児童福祉施設としての性格に基づく総
合ことども園固有の要請のものなので、小学校以上
にそれが適用されるものではないということは再
三お答えをしているところです。

今、保育所では、株式会社立の認可保育所が全
国で二百八十八カ所あります。今非常に、委員
もおっしゃったように、評価されているところも
多いというふうに思います。

一方、総合ことども園については、公教育として
の継続性、安定性、それから公共性などの確保が
必要だということで、参入や撤退の各段階で厳し
い規制を課しています。これを厳正に運用するこ
とによって、営利追求のために総合ことども園の運
営ですとか地域の学校教育、保育の提供体制がゆ
がめられるようなことのない制度設計をしている
つもりです。

ただ、株式会社などの参入については、これま
での審議でもいろいろな御議論をいただいていま
すので、これも三党間の協議の中でもよい方向性を

出していただければと思つて います。

それと、もう一言。

先ほど、公述人のお話をありましたけれども、ずっと皆様に議論をしていたいた、子供たちのために、親の働き方にかかわらず質のよい学校教育、保育をということは、今回、認定こども園法の改正という形でも改正して、そのネックを取り払つて、狙いとしたところとなるべく近づけたことです。皆様の期待は裏切らない

ような合意が得られるというふうに期待をさせていただいています。

○井戸委員 今の御答弁を聞いて、とても安心を

いたしました。修正協議などいろいろと報道もされるんですけれども、こうして前に進めていくという、そうした希望も今伺わせていただきまし

した。今のお話、株式会社の話なんですけれども、業の主体の別だけではなくて、質を判断する、低いを議論する、もうそした段階ではなくて、そのこと自体にはもはや意味はなくなつていて、林公述人もこの間おつしやっていました。

なぜならば、子供たちにとつて一番必要な保育の質というのは、保育者であり先生方です。よりよい保育ができるためには、やはり職場環境、そして研修システムの充実、環境整備が必要です。しかし、今その環境というのは十分とは言えず、むしろ、職員の同一職場内での賃金格差や、そして、ともと低賃金など、さまざまな問題を抱えています。

こうした中で、公述人の皆様も指摘されていましたけれども、今日、保育人材の確保というのが非常に難しくなっています。処遇の改善も含めて、どのように対応していくのか、お答えをお願いいたします。

○小宮山国務大臣 これも審議の中でたびたび議論をさせていただきましたけれども、今本当に収入が少ないので、資格を持つてもなつていいない方がたくさんある。それについては、処遇の改善もぜひ、安定的な財源を確保した上で図つていきた

いというふうに考えて います。

現在、保育士と幼稚園教諭、両方の免状があり

ますけれども、七割から八割の方はあわせ持つておいでです。ただ、二、三割はいずれかの一方しか持つていないので、片方だけの資格とか免許を持つ人も、法施行後五年間は保育教諭になれるという経過措置を設けています。このあわせ持つことを推進するために、学校などの養成課程での単位数を軽減したり、資格認定試験について、勤務経験に配慮した問題の作成を行うなどしたいと思つて います。

また、新規の職員養成についても、片方の免許、資格だけの養成課程を持つ大学などに対し

て、両方取得できる養成課程に変更していただきよう働きかけることによりまして、とにかくいろいろと広げてやりたいと思つて いるわけですから、そこで当たつていただくなつて、その確保に資することは、あらゆることを努力していきたいというふうに考えて います。

○井戸委員 今、いろいろ資格のお話をあつたんですが、資格だけの養成課程を持つ大学などに対しても、両方取得できる養成課程に変更していただきよう働きかけることによりまして、とにかくいろいろと広げてやりたいと思つて いるわけですから、そこで当たつていただくなつて、その確保に資することは、あらゆることを努力していきたいというふうに考えて います。

○井戸委員 今、いろいろ資格のお話をあつたんですけども、人材確保という点で注目したいのが潜在保育士の存在です。資格を持ちながら保育士として働いていない潜在保育士は、全国に約六十万人いらっしゃるというふうに言つて います。しかしながら、この保育士の資格を持っていらっしゃる方々は、先ほど御指摘もありましたよ

うに、幼稚園教諭の資格を同時に持つて いるという方が七、八割で、残りは、二割程度、三割程度は片方しか持つて いるといふことは、この総合平成十六年度からは登録制度になつたんですけれども、ここに六十万人という数もこの登録制度の方々を勘案してなので、実際にはもつと多くの、本当は保育士の資格を持ち、そして今回のこども園でも活躍できるような方々というのが一定数いらっしゃるということがわかつて います。

○小宮山国務大臣 これも審議の中でたびたび議論をさせていただきましたけれども、今本当に収入が少ないので、資格を持つてもなつていいない方がたくさんある。それについては、処遇の改善もぜひ、安定的な財源を確保した上で図つていきた

す。五月の半ばに締め切つて七月に試験があるん

ですけれども、保育士というのはどうなつていくかというと、先ほどおつしやつたとおりに、そ

した養成の課程の学校なんかに通う、三年間で必要な単位を取る、もう一つは、年に一回ある試験を受けて、それでなつっていくと、いう両方があるんですね。そうすると、例えば家庭でお子さんたちを育てて、もしかしたらば私にそういう仕事ができるかもしれないといった方々は、学校に通うことではなくて、この一年に一回行われる国家試験の方を通つて保育士さんの資格を取つていくと

ことになります。

ことしも保育士の試験はあるんですけども、これだけ通つただけではやはり活動ができませんから、こうした、社会で再び働くこと思つて、また養成課程を経ずして資格が得られるこの試験も

含めて、今後、潜在保育士の活用、そしてこの資格制度についてどのようにお考えかということを、もう一回お伺いしてもよろしいでしょうか。

○小宮山国務大臣 今委員が言われたように、保育士資格を持ちながら働いていない潜在保育士、この皆さんのが再就職支援をして就労促進をしたい

と思つて いますし、また、認可外保育施設での勤務経験を受験資格として認めることなどによつて、受験機会の増加といった取り組みもしたいといふふうに思つて います。

また、なつて いたいた方に職場に定着をして

いただく必要があるので、そういう意味では、先ほど申し上げました処遇の改善とかキャリアアップにつながるようなことなど、保育の質の改善も、財源をしっかりと恒久的なものを確保して、優先順位をつけながらやつて いきたいと思つて います。

そして、先ほどちょっと申し上げたように、片方の資格だけでも五年間は経過措置としてできま

すので、その間にもう一方も取つて いただくようことも、先ほど答弁をしたような内容でしつかう思ひができていくんじゃないかなと思います。そのことそのものは、明治時代、明治の先人が、イギリスで刊行された「セルフ・ヘルプ」という本、いろいろな成功した方の逸話を集めた本ですけれども、これを「西國立志編」と訳されて刊行され、大変なベストセラーになりました。

○井戸委員 ありがとうございます。

総合こども園制度の議論というのをこの国会の

中で私も聞かせて いただいて、ここまで来るのに本当に大変な思いをされたということ、特に、きか持つていないので、片方だけの資格とか免許をか持つても、法施行後五年間は保育教諭になれる

とを推進するために、学校などの養成課程での単位取得、これまでの勤務経験を評価した、必要

とを進めます。

○中野委員長 これにて井戸さんの質疑は終了いたしました。

○中屋委員 民主党の中屋大介君。

○中屋委員 民主党の中屋大介です。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、社会保障関係で、全般的にわたつて、幾つか質問させて いただきたいと思います。

まず、全世代対応型の社会保障についてお尋ねします。

私は今三十四歳なんですが、社会保障に関する特に若い世代の不安や無関心の背景には、そもそも若い世代には自分が年老いていくということが想像しにくいということもありますけれども、一方では、自分が公的な社会保障から給付を受けるという状況を想像できないということもあるのではないかと思つて います。

そのため、中高生の間で、社会保障に対する意識が高まっているといふふうに思つて います。しかし、中高生の間で、社会保障に対する意識が高まっているといふふうに思つて います。そこで、中高生の間で、社会保障に対する意識が高まっているといふふうに思つて います。

このように、まさに自立してやっていくといふこと 자체は、立志、近代国家の根底をなす精神であつて、重要ですばらしいものだと思うんです
が、一方では、自分がそういった公的の社会保障から給付を受けることを想像しないとなると、ともすれば、若い世代にとって、そこにあるとてかわわるということを想像できない、また意味を見出せない、その結果、できるだけ負担をせずに、かかわりを深く持たずに生きていきたいという姿勢に、もつながりかねないのでないかなと思つています。

いただく消費税を社会保障の財源にするといふことで、そういう意味で、給付も負担も、両面から、高齢者の方々にも若い世代の方々にも、負担も給付もちゃんと全世代向けなのだと実感していただけるような制度にせひしていきたいというふうに考えています。

○中屋委員　ありがとうございます。

続いて、若年者雇用についてお尋ねします。若者の雇用を取り巻く環境は、厳しい状況が続いております。高卒の三人に二人、大卒の二人に一人は、就職できなかつたり、早期に会社をやめ

○小宮山国務大臣 委員がおっしゃるように、若い人を取り巻く就職状況というのは非常に厳しい。そうした中で、ハローワークというと、どうも年配の人が行くところだと若い方は皆さん思つていらっしゃる中で、全国に新卒応援ハローワーク、若い人向けのハローワークをつくって、ここはかなり利用していただいています。ここで寄り添つているいろと、一人一人にきめ細かに就職相談や就職紹介をするジョブサポーターを配置していまして、ことしからは、大学にもこのジョブサポーターに行つてもらうような形をとりたいと

このようない非正規雇用の方々の多くは、健保険や厚生年金に加入できていません。公聴会の場でも、公述人の方から、国民年金一号被保険者の職業構成について、従来、国民年金加入者の主なイメージであつた自営業並びに家族従業者の方は既に二五%ぐらいにまで減少する一方で、不安定労働者の割合が高まっているという指摘がありました。

言うまでもないことですが、厚生年金は保険料が労使折半、自己負担は半額ですが、国民年金は、保険料は全額自己負担であつて、所得に比例

そこで、今回の社会保障と税の一体改革ではなく、消費税を原資としてることで、現役世代だけでなく高齢世代にも広く負担をお願いし、給付にも年金、医療、介護の高齢者事業に子育て支援を加えることとするなど伺っていますが、このように、今回の社会保障改革の理念である全世代対応型の社会保障制度の意味と意義についてお伺いしたいと思います。

平成二十四年の自殺対策白書によれば、大学生など学生生徒の昨年の自殺者数は千二十九人に上り、調査開始以来、初めて一千人を超えました。また、警察庁の統計では、就職失敗による十から二十代の自殺者数は、平成十九年の六十人から、二十三年は百五十人まで増加したとの報道もあります。

そしてまた、フリーターがふえていりますけれども、ハローワークで正規雇用に向けた支援を実施したり、また、ニートの皆さんに対しても、今おっしゃったコミュニケーション能力とか精神的なサポートも必要ということで、地域若者サポートステーションで、これは民間の力も得ながら、専門的な相談やコミュニケーション訓練など、就

して保険料が変わることもあります。非正規雇用で働く方々にも社会保障を充実させて、社会保険のセーフティーネット機能を強固にする必要があると考えています。

○小宮山国務大臣 委員と同じ若い世代の皆さんから、同様の声を私もたくさん伺っています。そうした中で、今の社会保障制度、実は日本の社会保障制度はすぐれた制度なので、これを持続可能にしていくということ、若い世代に借金のツケ回しをしないでこれを維持していくということが一つ大きな狙いです。

おっしゃっていただいたように、今までには、年金、医療、介護の高齢者向けのものが社会保障と若い方たちも考えていたので、どうも実感がない。それに対して、今回、子育ても加えまして、一世代間、世代内、これは給付・負担両面で公平を感じられるような制度にしたいということで、全世代対応型と言っています。

特に、子育てをしていらっしゃる現役世代に対して、これまで子育てへの支援が日本は非常に少なかったので、子ども・子育て新システムをつくるって、いろいろと地域の実情に応じて保育の量的な拡大とか質の改善を図るなど、若い世代にも実感を持っていただき、また、全世代で負担して

職を失うあるいは職につけないということの精神的なダメージの大ささというものは改めて言います。でもないことだと思いますが、一方で、近所づき合いが減ったり、周りに同じ世代の子供が少ないので、集団行動する機会がだんだん少なくなっている環境で生まれ育ってきた現代の若者ならではの苦しさもあるのではないかと感じています。

就職活動で、あなたはどんな人ですか、自己アピールをしてくださいと問われても、それまでの人生で、日常的に新しい人と出会い、人間関係をつくり、維持していくという経験が少なかつた場合には、自分とは何だろう、自分について一体何を言っていいのかわからないとパニックに陥る場合もあると思うんです。社会に出るということ自体のハードルの高さを感じてしまう若者もたくさんいるのではないかと思っています。

深刻化する若者の雇用状況の改善に向けた取り組みは待ったなしだと考えますが、政府はどのような就労促進を行うことにしているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

労に向けて幅広い支援をしています。さらに、若者雇用戦略という形で、総合的に体系立つものを雇用戦略対話で取りまとめて、この実行に向けてまた力を入れていきたいというふうに思っています。

○中屋委員 ありがとうございます。
若い世代が仕事についていくということは本当に大変なんですけれども、年上の人達経験豊富な人から見ると、そんなところでつまずいているのか、そんな小さな石につまずいてしまっているのかということがよくあると思うんですね。ですので、本当に、一人一人にずっとついていく、きめ細かな対策というか対応をしていていただきたいというふうに思います。

統いて、短時間労働者への健康保険、厚生年金の適用拡大についてお尋ねします。

今や、働いている方の多くが非正規雇用となっています。二〇一〇年には千七百五十六万人が非正規雇用のもとで働いていますが、これは、役員を除く全雇用者の三四%になっています。

○小宮山国務大臣 短時間労働者への社会保険の適用拡大、これは、被用者でありながら国民年金、国民健康保険に加入している短時間労働者にとって、一つは現在の保険料が軽減をされるということ、そして二つ目には、シングルマザーやフリーターといった国民年金の第一号被保険者の将来の年金保障が手厚くなるということ。今の中提出の法案ですと、シングルマザーや若年のフリーターの半数ぐらいが含まれるということになります。また、現在、第三号被保険者である人にとっても、将来受け取れる年金額がふえ、また、配偶者の失業ですか離婚、死別といつたりスクリーチに対する備えになる、こうしたメリットがあると考えています。

さらに、同じ職場で働く人たちに公平なセーフティーネットが用意されるということで、多様な働き方を支える社会保険にすることで、女性を中心とした短時間労働者の就労意欲を促進して、こ

深刻化する若者の雇用状況の改善に向けた取り組みは待ったなしだと考えますが、政府はどのような就労促進を行うことにしているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

今や、働いている方の多くが非正規雇用となっています。二〇一〇年には千七百五十六万人が非正規雇用のもとで働いていますが、これは、役員を除く全雇用者の三四%になっています。

さらに、同じ職場で働く人たちに公平なセーフティーネットが用意されるということで、多様な働き方を支える社会保障にすることで、女性を中心とした短時間労働者の就労意欲を促進して、こ

これから労働力人口が減る中で、これは日本全体にとっても役立つことだというふうに思っています。

○中屋委員 ありがとうございます。

では、済みません、質問の順番を変えさせていただきまして、介護サービスの向上についてお尋ねしたいと思います。

私ごとではございますが、ことし祖父が亡くなりました、介護が必要になつた祖父に対しては、主には同居している祖母が介護をしていたんです

が、自分の身に起つてみますと、長年にわたって家族全体を、親族全体を支えてくれた大黒柱が日に日に弱っていくというのを見ながら毎日を過ごしていくこと自体も大変です

し、また、介護そのものの大変さということもありますし、本当に深い思いがいたしました。介護される祖父、また介護する祖母とともに、住みな

りますし、本当に深い思い出がいたしました。介護された我が家でできるだけ過ごしていこうということでありましたけれども、やはり次第に衰えていくという現実の中では、なかなか老老介護の負担というのも重いなということを日々思ひながら見ておりました。

そして、現在の介護保険制度では、高齢者が住みなれた地域で安心して生活するための地域包括ケアの理念が掲げられていますが、少しはじめ薄い言葉なので、どのようにサービスが今後よくなっていくのかということがわかりにくいうふうに思っています。この地域で安心して生活することにより介護サービスがどのようによくなるのかという

ことを具体的に教えていただければと思います。

○小宮山国務大臣 今お話しいたいたように、いろいろアンケートをとりますと、住みなれた家、またその地域でずっと生涯住み続けたいといふ方が八割近くいらっしゃるんですね。そうした希望にも沿うように、地域包括ケアシステム、これは、大体人口一万人、中学校区で一つぐらいと考へているんですが、そこで在宅を基本として生活がずっとできるように、医療や介護、予防、住まい、生活支援サービス、これが連携した取り組

みができるようにしていくことで、今、そのシステムをつくつてあるところなんですね。

この四月から、いつまでも元気でいるよう

に、介護予防のためのリハビリとか機能訓練を重視するということ、また、重度の人でも在宅で暮

らせるように、訪問介護と訪問看護が連携した二

十四時間対応の定期巡回・随時対応サービスを創設していること、それから、地域の支え合いなども活用した日常生活の支援を進めるということ、

高齢者の住まいの確保を図るためのサービスつき高齢者向け住宅の制度化など、制度の見直しをスタートさせたところです。

今後も、地域での医療、介護の連携ですか

認知症対策の推進、また、ケアマネジメントのあり方の検討、処遇改善などを通じた介護人材の確保など、こうした改革に順次着実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中屋委員 ありがとうございます。

最後に介護職員の処遇改善についてちょっと一言触れていただきまして、そのことについて次に質問させていただきたいと思います。

増加する介護のニーズに対応して、高齢者が将来にわたり安心して介護を受けられるようになります。そのため、介護人材の確保や質の向上が課題になつてくると思います。

それで、福岡県で働いている私と同じ三十四歳

の、介護労働者というか介護の職場で働いている

男性に、職場の雰囲気をちょっと教えてください

よということで言いましたら、返事をいただきま

したので、ちょっと紹介したいと思います。

まず、仕事に関しては、やりがいがあり、すば

らしい仕事です。しかしながら、その対価として

の報酬が低いのは変わつていません。うちの職場

の男性はみんな独身、やはり、結婚を考えると今

の仕事でいいのだろうかというのは、みんな持つ

ています。大体五年ぐらい働いていらつしやる方

ですが、私が入社してから数人の男性スタッフが泣く泣くやめましたが、やはり嫁さんを食わせないかぬという理由です。女性は幸い独身はいません

んが、独身の方は、子育てをしていくということはこここの賃金でできるのかという気持ちがあるかなと思います。

私が今いる夜勤なしのデイサービスだと、手取りが月に十四万円ぐらい。これは資格を持つてからの金額ですから、資格を持つてないと十三万円かそれに満たない額です。特養などの夜勤よりも十六万ぐらいで周りの友達にも話せませんし、彼はそろそろ身を固めようとして婚活パーティーにも行つたりするんですけど、そういう場でも給与はなかなか伝え切れません。仕事内容は胸を張つて誇れるんだけれども、給料は一番聞かれたくないです。絶対に自分からは話さないです。

利用者さんもこの給料が安いということはテレビなどで御存じで、利用者さんからも、あんたたち、給料低いとやるというふうに心配していただけます。ところが、そのときに、高い、低いんですよと答えることもできないのです。

介護職は、独身の間はいいかもしれないが、将来を考えたとき、泣く泣く業界を去るのは悲しいことだと思います。今後、高齢化率は高くなるで、うやむやにしてごまかしている状況です。

介護職は、必ず足りない状況になることがあります。今後、高齢化率は高くなるのに、介護職がますます足りない状況になることがあります。介護職が足りない、そして

在籍しているスタッフに負担が集中する、そして退職するということの繰り返しになつてしまつて

いる。

そういう話が今の現場の状況だということでした。

さて、こういった介護を担う人材の確保や処遇改善に向けて政府はどうに取り組むのかといふことをお聞かせください。

○小宮山国務大臣 介護職員の処遇改善について

は、これまで、平成二十一年度の介護報酬改定や、これはプラス三%ですけれども、処遇改善交

付金によつて処遇の改善を図りまして、二・四万円、処遇を上げてきています。

さらに、平成二十四年度の介護報酬改定で、交

付金ですと毎年毎年切れていくてしまうのなかか先が見通せないというお話をございましたので、介護職員の処遇改善の取り組みを継続するため、介護職員処遇改善加算、これを介護報酬の中で設定いたしました。

また、介護人材の確保に向けて、給与を得て働くきながらヘルパーなどの介護資格を取得する介護

雇用プログラムによる支援、また、介護福祉士の養成施設の入学者に対する修学資金の貸し付けの充実などを図つてきています。

これから必ず介護の職員というのは必要になってくるので、その職場環境を整えて、しっかりと就労できる場にしていきたいというふうに考えて

います。

これから必ず介護の職員というのは必要になつてきます。そこで、その職場環境を整えて、しっかりと就労できる場にしていきたいというふうに考えて

います。

そこで、最後にこの社会保障・税一体改

革にかける決意についてお尋ねしたいと思いま

す。

日本は世界でも類を見ないスピードで少子高齢化が進行する一方で、我が国財政は税収が歳出の半分すら賄えていない状況にあります。国民生活を守る社会保障の持続可能性を確保する観点から

も、社会保障・税一体改革は絶対にやり遂げなければならぬ課題であるというふうに思つていま

す。

総理は、今回の一体改革に政治生命をかけると

たびたびおっしゃつておられるわけですね。今回の改

革をやり遂げることで、安心で希望と誇りが持て

る社会の実現につながると私自身も思っています。

○○五年のときでしたけれども、そのときは岡田副総理のポスターを張りながらみんなで戦っていました。

私が最初に国政候補として挑んでいったのは二きましたけれども、やはり民主党そのものも、しっかりと政策をやり抜いていくということを夢見ています。そこで、一体改革にかかる岡田副総理の力強い決意をお伺いしたいと思います。

○岡田国務大臣 いろいろ、いい質疑をしていました。

がそう思っていると思います。ここで、一体改革を持つ私自身も活動してきましたし、多くの仲間だときまして、改めて、有識者の方の中にもいだきました。

上を借金に頼っている。一般歳出の半分以上は、

実は社会保障費であります。この社会保障費をしつかり持続可能にすることは今の世代にとっても必要ですし、同時に、借金でどんどんこんなことをやつていれば、どこかで、これは次の世代に全部負担をかぶせているわけですから、そういうことを早くストップしなければいけない。そういう観点から、今回、消費税5%引き上げと、社会の持続可能性あるいは充実ということをお願いしているところでございます。

委員も最初に御指摘になつた子ども・子育ては、その中でも、やはり日本の現状を考えたときに、少子化、あるいは働くことと子育てがきちんと両立できない社会というのは、私は根幹の問題の一つだというふうに思つております。

そういうことを一体として改革していく社会保障・税一体改革ですから、これは、今の世代のためにも、そしてとりわけ次の世代のために、しっかりとやり遂げていかなければいけない。我々の、与党としての責任だというふうに考えております。

○中屋委員 ありがとうございました。

○中野委員長 これにて中屋君の質疑は終了いたしました。

次に、中島正純君。

○中島(正)委員 国民新党の中島正純でございます。

連日、質問のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

本委員会の質疑も最終盤を迎えてまいりました。

た。きのう、おとといと二日間は中央公聴会で、公述人の皆様からさまざま御意見を拝聴させていただきました。改めて、有識者の方の中にもいろいろ御意見があるのだなという思いになりました。そこで、ついづく、ここで本当に丁寧にこの一体改革の全容を国民の皆様に説明していく必要があるというふうに感じました。本日も、各大臣には具体的でわかりやすい御答弁をお願いしたいと思います。

まず一問目に、岡田副総理に御質問をさせていただきます。

価格転嫁の対策について、消費税の引き上げについて中小企業の皆様のお声をお聞きしますと、取引先の企業、特に大企業との厳しい価格交渉の中で、とても消費税引き上げ分を転嫁することができない、引き上げ分はまけとてよと言われて自分でかぶることになるとの御意見が大多数でございます。

この転嫁対策については、政府や民主党での検討が進んでいるとは思いますが、実際の消費税率引き上げまでに対策ができるよといふものではありません。法案が審議されている今、中小企業の経営者の皆様の不安拭い去らないといけないと私は思います。

転嫁を拒んだ企業に対してどのような罰則を科すのか、また、それを訴える仕組みをどう構築していくのか、岡田担当大臣に具体的な対策をお聞きたいと思います。

○岡田国務大臣 消費税引き上げに当たって、その消費税分がきちんと最終価格に転嫁されるといふことは極めて重要なことであります。

もしそういったことができない、例えば、取引上優越した地位にある事業者が税率引き上げ後に

消費税分の支払いを理由なく拒んだりすれば、優越的地位の濫用に該当いたします。その場合に、独禁法と下請法の問題になるわけで、独禁法違反した場合には、排除措置を命じるとともに課徴金の納付を命じることになります。下請代金の不当な減額など下請法に違反した場合には、減額分を支払うように勧告、公表することとしております。

そういった既存の法律はございます。しかし、今回、二段階で引き上げをするということ、それから5%という高い引き上げ率だということで、従来の消費税導入時あるいは税率引き上げ時と比べてプラスアルファの、より強力な対策が必要であるというふうに考えておりました。

そのため、政府としては、第一に、優越的地位の濫用に関する監視、取り締まりについて、親事業者及び下請事業者などに対する特別調査を、消費税導入時、引き上げ時を大幅に上回る規模で実施するということにしております。

第二に、積極的に独禁法、下請法上の違反行為などの情報収集、調査を確実に実施するための、时限的ではありますけれども、人員の大幅な拡大などの体制整備を図ることとしております。

そして第三に、それぞれの所管業種について、独禁法及び下請法に違反すると思われる事例に接した場合における公正取引委員会への通報窓口を関係省庁に設置するということにしております。

こういった措置によって中小零細企業の声を拾い上げ、関係省庁が一体となって、違反行為に対し厳正に対処する体制を構築してまいりたいと考えております。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

今、一生懸命、政府の中での転嫁問題対策についていろいろ全力で取り組んでいただいているとは思うんですが、私はスピード感だと思います。

○中屋委員 ありがとうございます。

御指摘のとおり、社会保障の充実と社会保障の安

安心していただけるようなシステムを構築していただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、安住大臣にお伺いをい

たします。

消費税の使途については、年金、医療、介護、子ども・子育て、この四経費に限定した目的税にするということで、これまで繰り返し質疑が行われてまいりました。

しかしながら、まだまだ国民の皆様の中には、借金の返済に回してしまうのではないかとか、ほかの予算につけかえられるのではないかというような疑惑があるようです。ここでしつかりと、消費税の使途について、社会保障四経費に使われるのだということを、数字を示しながら御説明をお願いできます。

○安住国務大臣 二〇一二年度におきましては、社会保険四経費は、国、地方合わせて、まず年金が九・一兆、それから医療が十四・三兆円、介護が四・九兆円、少子化が三・二兆円となつております。合計で三十一・五兆かかっております。

これで、現時点での地方消費税を除く消費税収四%分の金額が十・四兆円でございまして、社会保険四経費に充てたとしても、その差額というのは二十一・一兆円足りないということになります。

一方、今回、消費税を5%引き上げをさせていただいたときでござりますけれども、社会保険四

経費は、社会保険の自然増、毎年高齢化等に伴つてどんどんふえていますので、それと、社会保険・税一体改革による社会保障の充実、それから基礎年金負担二分の一への引き上げ等を含めますと、合計で四十一・三兆円程度と見込まれております。現行の地方消費税を除く消費税収九%分の金額が二十四・三兆でございますので、その差はまだ十七兆近くあると見込まれております。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

消費税引き上げに伴う增收分は、今委員からも定化に向けられ、全て、国民の皆さんから一度お

預かりしたものを見た國民の皆さんに還元するとしておりまして、消費税の充當対象経費を、御指摘のとおり、社会保障四経費に拡大する旨を今回消費税法に規定することにしております。

数字の面からも私は今御説明させていただきましたが、消費税増税分も含め、消費税取9%分が全て社会保障財源化されることはこれでわかつていただけるというふうに思っております。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

これで日本の國民の皆様も、消費増税分は社会保障にきつちりと使つていただけるということがわかつていただけたと思います。ありがとうございます。

もう一問、安住大臣にお伺いいたします。

現在、世界の経済は大変危機の状況にあります。来週はギリシャの再選挙があり、世界じゅうが固唾をのんで見守つております。アメリカの大統領選挙、また中国の指導者の交代があるなど、この不安定な政治情勢の中、日本においても、先日の格付機関のレポートにもありました、市場は、日本の増税余力を認めながらも、増税能力に疑問を呈しております。この消費税法案の行く末を注目しております。

○安住国務大臣 御指摘のとおりだと思います。

消費税率が引き上げられることによって日本国債の信用度にどのような影響があるとお考えなのか、安住大臣の御見解をお願いいたします。

○安住国務大臣 我が国財政というのは、ストックで見ますと、平成二十四年度末に国、地方の長期債務残高対GDP比が一九六%に達する、これはもう世界の中でも極めて高いわけでありまして、そういう点では、一たび金利がもし上昇すれば、利払い費の増加等が国民生活に大きく影響を与えることになると思います。

また、フローで見ましても、平成二十四年度の一般会計を見ても、社会保障費の自然増は毎年一兆円規模で生じていること及び債務残高の累増に伴う国債費の増加や税収の減少も相まって、残念ながら、歳出の半分も税収で賄えていない状況で

ございます。

こうした厳しい財政状況のもとで市場の信認を確保していくためには、財政再建に対するしつかりとした姿勢を示していく必要がありますので、消費税率の引き上げを含む社会保障・税一体改革を着実に進めさせていただいて、我が國の国債の信認の維持につながるようにしていただきたいと私も考えております。

○中島(正)委員 安住大臣、ありがとうございます。

低年金、無年金対策の必要性は与野党問わらずの共通の認識になつていています。低年金、無年金問題は、低所得の高齢者をどうするかということであり、生活保護など年金制度の枠外で対応すべきとの意見もありますが、今回の低所得者への年金額の加算は、年金制度内における福祉的措置とされております。

こうした説明は國民にとって少しわかりにくいけれど、なぜ年金制度の中で行う必要があるのか、年金制度の枠外の福祉措置との違いも含めて、御説明を願えますでしょうか。

○小宮山国務大臣 委員がおっしゃるように、もともと、年金制度自体がわかりやすく説明するの

のがなかなか難しい中での制度改革ということですので、周知とか広報は大変重要だと思つています。

○小宮山国務大臣 年金機能強化法案で提案をして

いる低所得者等への年金額の加算は、保険料の納付記録に基づかない税財源による給付を一定の低所得者等を対象として行うので、福祉的な加算

という説明をさせていただいている

政府広報ですとか、厚生労働省、日本年金機構のホームページを活用して、制度改正の趣旨、内容をよく周知をするとともに、年金事務所などの窓口に周知用のチラシなどを備えつける、こうしたことにして取り組みたいと思っています。

また、年金受給者には、個別に年金額のお知らせをする機会に制度の周知もあわせて図つていきたないと考えております。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

それでは、もう一問、小宮山大臣にお伺いいた

いんですですが、小宮山大臣は、新システムを実施した場合、結婚し子供を持ちたいという國民の希望がかない、その結果として、出生率が上がり、少子化対策にも貢献することになるという答弁をされております。

新システムの意義については私も理解しておりますが、若者世代が、経済的理由から結婚するこ

とが難しい、子供を持つことが難しいと考えてい

る現在においては、生まれた子供やその親に対す

る支援である新システムに加えて、さらなる若者

得再分配の観点からも意義がある措置だと考えております。

現在でも複雑と言われているこの年金制度が、より一層複雑になつてしまふのではないかという懸念があります。自分が将来幾ら年金をもらえるのかよくわからなくなりますし、人によつては毎年年金が変わるかもしれません。こうした状況がかえつて年金不信を招くことになつてしまつたら、本末転倒であります。

これらの制度の導入によつて、年金を受給する対策を考えておられるのでしょうか。

○小宮山国務大臣 委員がおっしゃったように、結婚、出産、こうしたことを見めてしまわなければならぬ今の若者が置かれた状況、その背景としましては、一つは、若者の雇用など、将来の生

活への不安感があります。また、核家族化や地域との両立が困難な職場のあり方という問題、また、結婚や家族に関する意識が変化しているな

ど、いろいろな要因が絡んでいるというふうに思

います。

政府としましては、子ども・子育てビジョンに基づいて、一つは、今提出をしている子ども・子

育て関連三法案を実現するということ、また、若者の自立した生活と就労に向けたジョブサポーターなどによる支援など、また、男性も女性も仕事と生活が調和をするワーク・ライフ・バランス

が実現する社会の実現、そのためパパ活・ママ育休プラスこうしたものとの周知も図つていただきたいと思つていますし、バランスがとれた総合的な子育て支援策を進めていくことが必要だと考えていま

す。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

それでは、もう一問、小宮山大臣にお伺いいた

いんですですが、小宮山大臣は、新システムを実施した場合、結婚し子供を持ちたいという國民の希望

がかない、その結果として、出生率が上がり、少子化対策にも貢献することになるという答弁をされております。

新システムの意義については私も理解しておりますが、若者世代が、経済的理由から結婚するこ

とが難しい、子供を持つことが難しいと考えてい

る現在においては、生まれた子供やその親に対す

る支援である新システムに加えて、さらなる若者

の雇用の安定や経済状況の改善を図り、結婚や子供を持つことと自体を容易にしていくことも、新システムと一体的に考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

こうした少子化対策の方針について、小宮山大臣のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

こうした少子化対策の方針について、小宮山大臣のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

時ごろと聞いております。働くお父さん、お母さんは、ともに家に帰つて家事をして、子供と向き合ふ時間ばかりがござります。

我が国でも、子育てを誰がどのように担つてい
くのか、働き方をどのように見直したらよいの
か、そのために真に実効性のある制度をどうつく
るのかを考える必要があると思います。こうした
取り組みをどう進めていくのか、小宮山大臣のお
考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○小宮山国務大臣 女性も男性も、その能力を発
揮して働きたいと思う人が働けて、そして子育て
もきちんとできる、介護もできる、そのようなた
めには、やはり働き方を含めた社会のあり方、意
識、これを変えていかなければいけないと思つて
います。

をめぐって修正の動きが出ております。今回の子ども・子育て新システムについては、賛否両論さまざまなもの意見があることは承知しております。しかしながら、今子供を預けて働く必要のある方、家庭で子育てをしている方、その全ての子供たちに必要とされる支援の制度を整えることが不可欠であります。

今回の修正によって、政府が掲げた目標を後退させることがあつてはならないと考えますが、この点について岡田副総理の御見解をお願いいたいたします。

○岡田国務大臣 そこは委員御指摘のとおりであります。

我々、総合こども園ということで御提案をさせていただいておりますが、これは、従来お考えただいていた、今現在あります認定こども園のい

いと思うんですが、まず、総理は、この国会で、も、十五日までに三党による協議を調えて、二十二日に採決をする、そして今国会中に成立させる、これは繰り返し答弁されていると思いますけれども、この野田内閣の方針にお変わりはないか、どうか、お伺いいたします。

○岡田国務大臣 野田総理が従来言われていることについては、全く変わりはございません。

そして、あすが十五日でありますので、何とか各党の御協力をいただいて、今行われている各党間の協議をまとめなければいけない、非常に大事な局面だというふうに考えております。

社会保険と税の一體改革、国民の立場に立つて、それぞれの主張があるのはそのとおりですけれども、お互い譲り合つて、特に我々は与党ですから、与党はお願いする立場、そのことも十分分覚をしながら成案を得たいというふうに考えておられます。

○岡田国務大臣 昨日は参議院の予算委員会で、委員御指摘のように、この問題が議論されました。総理としては、最初に委員が言われた日程感というのがありますので、まずその日程感に沿ってしっかりとやり遂げるということが最優先であると。その上で、必要に応じて、会期の延長の問題について、これは国対委員長間で話し合ってもらいたいということで、何か、のんきというよりは、決めた日程どおりにしっかりと進めなきやいけない、それが最優先であるという決意をあらわしたものだと私は受けとめています。

○石田(眞)委員 しかし、今までの通例でいいままで、例えば一週間とか十日前に野党側に対して、大体このぐらいの国会の会期延長をお願いしたいんだ、どうかという下相談ぐらいはあるのが通例だし、これは常識だと私は思いますよ。それを、きょうは木曜日ですね、あしたは金曜日、そして週が明けたらもう本当に時間がないわけです

Digitized by srujanika@gmail.com

案を国会で通していく、そういうことですよ。

それができないんだたら、私から言わせれば、それは政権を運営する体をなしていないということなんですよ。もしこのことができないということであれば、私は、もうこれ以上政権を担うことではない政党が政権を運営する体をなしていない政党が政権を担うということは、日本の不幸だというふうに思います。

ですから、一日も早く政権を離れられるべきだというふうに私は思うんですけれども、そのことに対する御所見と、そして今回の税と社会保障の一體改革を進められる決意について、改めてお伺いいたします。

○岡田国務大臣 今日まで党内手続はきちんと進めてきております。そして、党の中では議論をして、閣議決定して法案を国会に、七法案出させていただいているわけであります。

ただ、今、御党を含めて各党協議、なかなか厳しい御意見もいただいておりますので、今まで閣議決定した法案の修正ということにも及ぶようなことには当然なるわけで、そうであれば、やはり党の中でも再度そのことについて議論するというふうに思つております。

昨日、一昨日の党内的議論、これは経過の報告をして質疑を受けたということですが、私、直接出ていったわけではありませんが、そこでのやりとりなどをそれなりに、私なりに把握をしているつもりですが、割と、そう激しくなくやりとりが行われているな、年末などと比べればいい議論が行なわれているなど、私は認識をしております。(発言する者あり)

いずれにしても、最終的に各党間で合意がなされたときにそれをしっかりとめていくというのは当然のことでありまして、それが何か、党に持ち帰つたらそのことがひっくり返るとか、そういうことは、これは党としては、政権与党としてはあり得ないことであります、それはしっかりとめていくということは申し上げておきたいと思

います。

時間が三十分しかありませんので、確認を含めて幾つかの問題について御質問をさせていただきたいと思います。時間が限られているので、端的にお答えをいただきたいと思います。

皆さんの手元に資料をお配りさせていただいております。資料の一を見ていただきたいんですけど、れども、地方消費税についてなんですが、この左側の「現行」ということで、今、消費税5%のうちで、4%消費税、それから地方消費税1%。地方分は合計で二・一八となっていますね。それで、一〇%に引き上げられた場合は一番右端でありますように、当該の部分が三・七二%になつてゐるわけです。

しかし、普通、現行どおりいきますと、二・一八%の二倍、つまり四・三六というものが、今までの方式でいけばそつなるはずなんですが、今回はそういうふうになつてないんですね。なぜこう

八%の二倍、つまり四・三六というのが、今までの方式でいけばそつなるはずなんですが、今回は

八%に引き上げられた場合は一番右端であります。

そこで、地方分の合計が三・七二%になつてゐるわけです。

一方の役割に応じて配分するということでおこなったので、今回の配分の社会保障に係る四経費にのつる部分に係る部分の国と地方の役割で配分したという配分方式と、前回、現行ですが、現行で地方の部分に割り当てる分とは全く考え方が違います。

○石田(眞)委員 資料一をごらんいただきたいと思います。

大臣が御説明いただきましたが、そのとおり

なんですね。

やはり地方消費税というのは、それなりの今までの経緯、歴史があつて今日になつているわけですが、今の大臣の答弁もそうですけれども、今回の議論の中で、私は、地方消費税、明確に位置づけがなされなかつたと思います。

これは、先日、坂本議員も質問をされたわけでは、配付していただいたのでありがたいです。が、一番初めに、昭和六十三年に……(石田(眞)委員)それは次に質問します」と呼ぶ)そうですか。できた経過も含めまして、それそれに、現行のときには、平成六年であります、この五%分のうちの二・一八%配分するというときには、考え方として、全体としての増減収額が同額という税制改革の基本方針がありました。増減税同額。したがいまして、その時期まで、その以前まで

ありました消費譲与税の廃止と個人住民税の減税に対応して、その減った分を地方消費税の創設という一%で手当てるに同時に、所得税の減税による交付税の減等に対応して、消費税に係る交付税率を引き上げて一・一%手当てるということで、消費譲与税をやめることと所得税の減税による交付税額の減額をそれぞれで手当てるということで、一%と一・一%、手当てるにいたします。

今回、五%消費税を上げる分は、いわゆる社会保障に係る安定財源確保に資するということで、国と地方で負担する。そして、その負担割合は、社会保障四経費にのつた範囲の部分の国、地方の役割に応じて配分するということでおこなったので、前のままの二倍になるということにはならない結果となつた次第でござります。

○川端国務大臣 今委員御指摘のように、地方消費税、消費税全体であります。特に地方消費税の部屋では……(石田(眞)委員)短く」と呼ぶ)は非常に、極めて重要な基幹税目だというふうに考えております。

税収も、二・六兆円、今回、増税が、最終的に認めいただきますと五・九兆円という、額的にも大きな要素を占めておりますので、税収確保かとも極めて重要な税目と位置づけて考えております。

○石田(眞)委員 認めましたような数字になりましたが、地方消費税全体についての認識については、やはり財源の中でも最も税源の偏在性が小さい

形であります。この地方消費税につけてどういう位置づけを考えておられるのか、総務大臣とそれから財務大臣、お二人にお聞かせをいただきたいと思います。

○川端国務大臣 今委員御指摘のように、地方消費税、消費税全体であります。特に地方消費税の部屋では……(石田(眞)委員)短く」と呼ぶ)は非常に、極めて重要な基幹税目だというふうに考えております。

○石田(眞)委員 資料一をごらんいただきたいと思います。

大臣が御説明いただきましたが、そのとおり

なんですね。

やはり地方消費税というのは、それなりの今までの経緯、歴史があつて今日になつているわけですが、今の大臣の答弁もそうですけれども、今回の議論の中で、私は、地方消費税、明確に位置づけがなされなかつたと思います。

これは、先日、坂本議員も質問をされたわけではありませんが、そのときに、この地方消費税は、消費税のうちの地方分について、この議論の中で最初はカウントされていなかつた、そこからスタートしたというような話があつたわけであります。ところが、地方は、地方税体系を構築していく上で、やはり、偏在性が小さい、そして安定性があるといふことで、地方消費税を中心にとっておきたいと思つておられるわけです。

○石田(眞)委員 私は、やはり消費税と地方消費税というのは基本的に違うんだと思いますね。名前は同じようですから、何か一体の中どり合いをするみたいにイメージされますけれども、本來、位置づけは違うんじゃないかな、また、そういうふうにすべきでないかなと思います。

資料三をごらんしたたかいたいんですか。これは附則百四条です。第三項三号で消費税について書いています。それで、次に、下の第三項の第七号について、これは、地方税制の中で地方消費税の扱いを書いているんですね。

実は去年の十二月二十九日、今回の国と地方の協議の場で、大変もめました。そのときに都道府県の山田全国知事会長が言われたのは、まさしくこれなんですね。

（矢事か言われたのは、概略を申し上げますと）
消費税は、附則第百四条第三項第三号で、「制度として確立された」と書いてある、そして、地方消費税は附則第百四条第三項第七号であって、消費税と書き分けている、こういうふうに主張されただんですよ。だから、一体の中で議論するのはおかしいということを言われたわけでありまして、このあたり、私は、消費税と地方消費税というのは違うものだと。できれば、名前はあれですかれ

ともやはりきちと分離するものではないか
な、私はそんなことを思うわけであります。

り分けることなしに、その一つの中で社会保障対策、つまり、消費税それから地方消費税を一体のものとして社会保障対策ということでやりました。ですから、数字的に見ても、本当に計算式まできちっとチェックしないと、何でこんな数字になつてているのかわからぬような今回の決め方であつたわけであります。そういう意味で、懸念として残ります。

今後増税をされる、今回は今回で、これで私はある程度やむを得ないと思いますけれども、今後増税なんかがあつた場合に、では、消費税と地方消費税はどんな扱いになるのか、今回と同じよう

な扱いにするのかどうか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○川端国務大臣 附則の三号と七号で書き分けているのは御指摘のとおりでありまして、それに基づいて、四経費にのっとるということの周辺事業経費も入れるという部分の議論を、ここを根拠にさせていただいたという経過でありますので、我々としても、この違いがあることはしっかりと認識して取り組んでおります。

その中で、これから消費税増税がどういう考え方の背景の中はどういう時期に行われるかは、まだわかりませんし、あるかないかも含めてわからりませんが、そういう議論が起つたときには、国民への御負担をお願いする背景によつて、その趣旨に基づいて、國の中でも、そして地方も含めてこの配分が議論されて決定されていくというふうになるものだと思います。

今回は社会保障の充実でありましたけれども、これにつきましては、時間もござらぬござらぬ間に、お話をうながしていただき、ありがとうございました。本当にありがとうございました。

後もそういうことをやっていかれるのか。私は、今回限りにすべきで、今もお話をありましたけれども、地方交付税もあるいは地方消費税も、やはり本来、地方自治体がその裁量の中で使えるようになりますべきだというふうに思いますが、今回限りの措置であるのかどうか。私はそうであつてはいけないと思ひますけれども、大臣の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○川端國務大臣 基本的には、地方の財源を地方が安定的に運営するという部分では、用途を制限しない形で地方税の充実を図るというのは基本だというふうに思つております。

そういうことであるべきだというのは地方団体

からも再三にわたつて意見を述べられておりますが、今回は社会保障の安定財源、充実強化ということで、用途は一定の方向で縛りをかけるということは地方の皆さんも御理解いただきましたのでやさせていただきましたが、これから部分では、再引き上げが行われるかどうかということは予断を持つて申し上げることはできませんが、仮にそういう事態になつたときには、またそのときの、先ほどと同じことになりますが、そのときの背景によつて、地方側の意見を聞きながらしっかりと議論をして、用途を制限するのかしないのかも含めた議論はそのときにされるものであつて、今回のこと事が踏襲されるということではありません。

○石田(眞)委員 それでは、今回は前例にならないといふことの理解でいいということをございますね。

もう一点、消費税法改正案の第七条チに、「消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため」云々、こういう規定がござります。それで、地方消費税等の申告を行ふことを可能にする制度の導入等について検討するというふうにあるわけでありますけれども、これは現状で何か問題があるのかということと、それから、そういうことをあえて検討課題にした理由、そのことについてお聞かせをいただきたいと思います。

○川端國務大臣 これはそもそも論みたいなことで、原理原則で申し上げると、地方税は地方の自主的な財源ですから、地方の皆さんがあくまで微収をしていただいて、そして、使い道を含めて住民等の一番近い距離でやるというのが大原則であるというときに、税目としては地方税と地方消費税と二つに分かれておりますけれども、お支払いされるのは消費税としてお支払いされるということで、実は、地方が集める分を国にお願いして集めていただいて配分をするという形になつていてるのは本来からすると違うのではないかという議論が国会の中でもされてまいりました。しかし、払

う側の利便性からいたら、それはまとめて払つた方がいいということがありました。
そういう中で、現に今、地方団体が納税相談所というのを機会をつくつて申告時期にやつてあるときに、消費税の御相談等、事業者も含めてあるたときには、それは形としては国税の話でありますけれども、御相談に乗ると同時に、申告書の收受、申告書の取り次ぎですね、受け取つてやるというお手伝いをさせていただいて、これは一定の評価を得てるので、こういうことを踏まえていろいろな、総務省で研究会をつくりまして、その中で、そういう別に法的に変える必要のない現行のサービスを含めた、そういうことはより充実していくこうということと同時に、地方団体における体制の整備状況を見ながら、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期をめどに、申告を地方団体に対して行う、今、收受で取り次ぎだけなんですが、もうそこで受け取つたら納税が完結するというふうなこともできないのだろうかという検討をしていこうということが背景として、書かせていただいたことでござります。

それでは次に、負担と給付について少し、残された時間はわずかですが、お聞かせをいただきたいと思います。

まず、今回の改革は、増税は明確だけれども社会保障についてはほとんど先送りだ、そういう指摘がなされているわけであります。それを裏返せば、今回の改革では、国民の皆さんのが納得できるような、持続可能な安心できる社会保障制度にはなっていらないということですね。

そこでお伺いをしたいんですが、政府が考えて
いる国民の皆さんのが安心する持続可能な社会保障
制度というのはあると思うんですよ。それとの比
較でいうと、今回の案では何が足りないのか、そ
のことについてお聞かせいただきたいと思います。
す。

○小宮山国務大臣　今回の大綱では、社会保障の全般を一手に引き受け、子ども・子孫のための長期的な計画として、育て、医療、介護、年金など、社会保障の全般を含めて全体像をお示ししていると思っております。あわせて、社会保障改革の工程表を三月三十日に閣議決定をしていきます。

特に、税制改正と関連が深い年金機能強化法案は、税法とともにこの委員会で御審議をいただいているところです。

一方、今後検討の必要なものについては、例えば医療サービスの提供体制、これは関係者の意見を聞きながら、できるだけ早急に提出できるよ

うにということで今検討をしております。また介護については、税制抜本改革との同時実施に向けて、制度化に当たっての総報酬割などの課題について、今検討しています。それから、新しい年金制度の創設は今民主党で具体的な制度設計を検討中ですし、後期高齢者医療制度の見直しについて

は、今、地方団体を初めとする関係者の理解を得るために検討・調整中ということです。

それから中長期的なことも今御協議をいただいて
いるので、合意が得られることを期待したいと
思っています。

○石田(眞)委員 今お話をいただきましたけれども、国民の皆さん全員とは言いませんけれども、誤解されていますよね。今回消費税が上がれば、そういう問題は解決されるんじゃないかななど思っていると思われるんですよ。

それで、持続可能性ということになると、今言

われたように、まだまだこれからやることはあるんです、安心するためには。そうなつてくると、負担というのは当然今後もお願いをしていかなければならぬということになると思いますけれども、これは負担と給付の関係ですから、一方、負担について、これからどのくらいお願いをしていくべきか、つまり、あるまゝ、国民について

○岡田国務大臣　これは、今回消費税5%引き上げをお願いし、実現した後の展望ということになります。負担できる可能限度額、そのあたりについてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

ると思います。
それはやはり、財政がどうなるか、どうするか
ということとの裏腹の問題で、一つは、経済成長
がどの程度実現できるかによって税収はかなり変
わるということです。それから行革、これ
を何としてでもさらに進めていかなければならな
い。

そういうことをやつても、それでも財源が足らない、そういう中で消費税あるいは所得税、その他の税のさらなる増税ということが考えられるわけですが、今、何%とかそういった議論は、私は少し早いというふうに思います。経済成長や行政改革の進展があいを見ながら、それでも足らざる部分について増税をお願いする、そういう一般的なことにとどめておくべきではないか、なるべくそういう増税に頼らない部分というのをどれだけ実現できるかにかかっているというふうに思つております。

○石田(眞)委員 それはそれでいいんですが、一方、給付について、今回はやはりちょっと切り込み不足といいますか、もうちよつと給付の方、削

減すべきことをきちっと明確にした方がよかつたのではないかなと私は思うんですね。

中で、言われているのが、ジエネリックになると
か、それから効率化を図る、代替品にするとか効
率化を図る、それだけでは済まないことになつて
くる可能性があると思うんですね。そういうこと
について、今政府はどうのように考えておられるの
か。
そして、もう寺間がありますから、そこで言

それで、もん時間がないし、三七人のこと、あとで三
いますけれども、そういうことについて、私はや
はり国民的な理解を得るために議論を広めていか
なければいけないというふうに思うわけです。
そういうことについて、際限ない給付というの
はないですから、どの給付についてどう考え

ておられるのか。また、そのことを今度お願ひするときには、急に話を持つていてもそれはいけないわけで、やはりある程度きちつと、こういう状況である、どういうあたりの給付を抑えていくとか、そういうことについての国民的議論が要ると私は思いますけれども、そういうことについての副総理のお考えをお聞かせいただきたいと思いま

○岡田国務大臣 今回も、年金の物価スライドについては、おくれていた部分をきちんと実施するということはお願いしているわけでございます。しかし、もちろん、給付とそして財源のギャップというのはまだ現にたくさんございます。税収も限られていますし、一方で、社会保険料の負担というのも限界があるとすれば、やはり社会保障制度の効率化ということは避けられないわけで、そういうたった議論をさらに重ねていかなければならぬと思います。

今、医療や介護で、在宅というところに少しシフトするということは、医療費がかかる部分、あるいは介護費がかかる部分もありますが、少し長

い目で見ると効率化につながる部分もあるという
ことあります。

その他、既存の制度についての見直しをしつか
り今後議論していかなければいけない。どんどん
伸びていくことが当然視されるとのことでは、
これはやつていけなくなるというふうに思つてい

○石田(眞)委員 あすまでに党内をまとめていた
だけるよう、よろしくお願ひ申し上げて、終わり
ます。

○中野委員長 これにて石田君の質疑は終了いた
しました。

次に、池田議員。

○馳委員 駄泊連日お疲れさまでござります。
私は、子ども・子育て新システム関連三法案について質問をさせていただきます。
小渕報告の検証、そして、できるだけ歩み寄るために、どこが一致できるのかな、ここはもしか

して見解が違うのかな、こういうことを私なりに
ちょっとまとめてまいりました。一つずつ指摘を
いたしますので、小宮山大臣の見解をお伺いした
いと思います。

まず、議論をしていて、ここはほぼ一致、ある
いは似ている、ベクトルが合っているなどいう一

幼稚園教諭の処遇改善、研修の充実をして、現場のいわゆる質の改善をしていこう、この点については一緒にと思ったんですが、いかがですか。

○小宮山国務大臣 それは、馳委員がおっしゃるところ、一緒です。

○馳委員 二点目であります。

今回の社会保障・税の一休改革という中で、就学前の子育てと幼稚教育の拡充について安定的な財源を確保していく、この考え方方は一致していると思ったんですが、いかがですか。

〔委員長退席、武正委員長代理着席〕

○小宮山国務大臣 それも一致しています。

○馳委員 次、三點目ですが、これは小済報告のポイントの部分でもあります。が、幼保連携型の認定こども園の拡充をし、補助金や手続などを簡素化しよう、これを一元化していこう、この方向性は私は同じだと思いましたが、いかがですか。

○小宮山国務大臣 それも方向性は同じです。今回、総合こども園で目指していたのもそういうことなので、今の認定こども園を拡充強化することによって、そこはかなり近づくというふうに思いました。

○馳委員 まさしく、幼保連携型の認定こども園の拡充をしていくべきである、それも、待機児童がいない地域においても、潜在待機児童はあるかもしれません、また過疎地域においても、こういった形で幼保連携型の認定こども園を拡充していくというのが小済報告、そして私が主張してきたことありますし、小宮山大臣は、ここは総合こども園でやっていきましょうという考え方だと思いますが、それで間違はありませんね。

○小宮山国務大臣 それもそのとおりです。

○馳委員 次に、待機児童を解消するために努力をしましょう」ということも同じだと思っていますが、我々は、認可保育園の拡充を基本に、小規模保育、家庭的保育あるいは事業所内保育サービスなど、多様なサービスを充実していこう。そのためには、現行でも株式会社やNPO法人の参入が認められておりますが、ここはやはり財政的な措置をして、現場の権限と現場の財源で拡充していくべきではないか、こういう考え方を持っておりますが、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 ほぼ近いと思うんですが、今、認可保育所を中心についてふうに言われましたけれども、これは幼稚園の方からなつてもいいわけですので、今の既存のそれぞれの文科省と厚労省が管轄をしているもの、それとまた今の認定こども園、いろいろなところがなつていいと思つておりますので、そういうことを前提にすれば、

おっしゃるとおりだと思います。

○馳委員 五ポイント目が放課後児童クラブでありまして、この公的支援を拡充していこうと。二

ポイントありましたね、施設整備、そして職員の資格基準。これをやはり児童福祉法に明確に書いて、実施している市町村の従うべき基準、これを示しし、その財政措置もしていこう、この方向性は同じだと思いますが、いかがですか。

○小宮山国務大臣 おっしゃるとおり、同じです。

○馳委員 私は、沖縄に何度も行ってまいりました。先般、川端総務大臣にも沖縄の実情を申し上げました。

○馳委員 やはり国として後押しをしてあげなければ、市町村として財政不安があるのでなかなか踏み込めないところ、そこをやはり児童福祉法改正による基準を明示して、従うべき基準として、できれば今ガイドラインではありますが、従うべき基準を決めて、職員の待遇を改善してあげよう。この意味であります。大臣、それでよろしいです。

○小宮山国務大臣 おっしゃるとおりです。

○馳委員 今回の改革の中、市町村が学校の余裕教室などの公的な財産の貸し付けなどの措置を積極的に講じて、放課後児童クラブの供給を効率的、計画的に増大させることですか、放課後児童クラブの指導員の要件について、国が省令で従うべき基準を定めて、これに基づいて市町村が条例で基準を定める、このようなことを児童福祉法に規定するにそなへます。そこで、どうしても働く質のいい居場所をつくる必要も一方であるというふうに思いますが。

○馳委員 まさしくそこは、事業所内保育もござりますし、小規模、家庭的保育などの充実を目指すという、いわゆる横出しの部分でよいのではないかでしょかというのが私たちの意見でもあります。ちよつとここは見解が違うかも知れませんが。

八ポイント目、ここは私は大事な、肝だと思つているんですね。できるだけ現場に、ということは基礎自治体、ということは、はつきり言えば市町村、ここに権限と財源を与えるこの方向性は同じだと思いましたが、いかがですか。

○小宮山国務大臣 同じです。これは、時間をかけてやった現場やいろいろな方が入つていただい

わゆる養育困難な家庭への支援、これをやはり充実していくべきである、この考え方と同じです。

○馳委員 七ポイント目は、ゼロ歳児はできる限り親元で育てる。ゼロ歳児はできる限り親元で育てた方がよい。これは、実は働き方等考えがございましたから、私は一番最初の質問のときに、有給休暇を完全に消化しないとその企業の負債になりますよとか、こういうことを具体的に申し上げたりしましたが、言わんとするところは、ゼロ歳児はできるだけ親元で育てるという考え方についてはいかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 それは、子供のためにも、ゼロ歳児はなるべく両親が、特に母親が育てる必要があると思ってています。私自身も、仕事をするときにそういう状況になかったので、出ている母乳をとめて働いたというような思いもありますので、それはきちんとできるようにする必要があると思います。

ただ、ゼロ歳児でも働くなければいけない人もあるので、そういう意味では、育児休業の充実などをする一方、どうしても働くなければいけない人には、きちんとした、親にわかる質のいい居場所をつくる必要があります。

○馳委員 まさにそこは、事業所内保育もござりますし、小規模、家庭的保育などの充実を目指すという、いわゆる横出しの部分でよいのではないかでしょかというのが私たちの意見でもあります。ちよつとここは見解が違うかも知れませんが。

九番目です。これは前回にも確認しましたが、もう一度確認します。認定こども園に在籍する子供は全て日本スポーツ振興センターの保険の対象にすべき、共済保険の対象にすべき。

これは、高井副大臣、私はそういう方向にすべきというふうに前回も申し上げましたが、文部科学省としてもそのようなお考えに変わりはありませんね。

○高井副大臣 日本スポーツ振興センター法の規定によって、幼稚園を含む学校及び保育所が対象となるとされております。それはこの間お答えいたしております。ただ、認可外保育施設についても、保育サービスの安定的な確保や質の確保の観点から、児童福祉法、最低基準の遵守を義務づけられている保育所とは法的位置づけを異にしていることであり、同等に扱うことは現在の段階では困難です。

新システム、我々が提案した総合こども園に加えて、認可外保育施設についても、認可施設と同様に客観的基準を満たすもの、こども園として指定を受けた場合には、保育所と同様に災害共済給付事業の対象とすることと我々閣法でもいたしましたので、気持ちは全く一緒でございますが、ま

給家庭や発達障害児の支援や被虐待児の支援、い

さに独立行政法人日本スポーツ振興センター法の改正をしなくてはならないということあります。したいと思っております。

○馳委員 最後、十番目ですが、やはり保育士と幼稚園教諭の資格は一元化の方向がいいですね。私はそう思っていますが、現実、八割方そくなっていますが、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 そう思います。

○馳委員 そこで、では、なぜ、こういったお互いの小済報告からの方向性が、ペクトルが合つているのに新システムになつたのかな、なぜそうなつたのかなということをまずお聞きします。

一ポイント目です。施設の指定制。

指定するということは、いわゆる児童福祉法の第二十四条、実施義務ではなくて、指定した施設で保育及び幼児教育を行つてもらう。どうしてこの指定制というものが出てきたのか、この議論の経緯を私は聞いておりませんので、教えてください。

○小宮山国務大臣 政府の提出法案では、指定制度を導入して、職員の資格と人数、面積、そのほかの設備、処遇の確保、健全な発達に密接に関連するもの、こうしたものについて、現在の保育所、幼稚園の基準をもとに、質の確保された客観的基準を定めることにいたしました。

というのは、今まで認可というのが自治体によつてかなり裁量があつて、財源がないとかもうキヤバシティーいっぱいだと、そこを認めないようなところもあつたので、そういう意味で、客観的な基準を満たしたところは全部国からの財政支援の対象にしたい、そういう思いの中です。

○馳委員 ここは私とは考え方方が違つかもしれません。やはり認可をすべきのはすべきだと私も思つますが、これは恐らく、財政を膨らませたくない市町村の現場が嫌うポイントでありますので、今、今回、指定制という考え方を取り入れました。

○馳委員 ここは私は考え方方が違つかもしれません。やはり認可をすべきのはすべきだと私も思つますが、これは恐らく、財政を膨らませたくない市町村の現場が嫌うポイントでありますので、今、今回、指定制という考え方を取り入れました。

それで、その中で、認可に裁量が許されないようになります。認可を広げていくことで、私どもは別に指定制というシステムにこだわっているわけではありません。今よりもきちんと、広い対象を用意したい、多様な対象を用意したいと思つたことなので、そのことと、認可の枠を裁量を排して広げていくことで、近づいていく接点はあるというふうに考えておきます。

○馳委員 認可ということと指定ということは、制度としては違うんですよ。やはりここがポイントであるということを押さえておきたいと思います。

二つ目、保育の必要性。非常に文学的な表現です。必要性という言葉の基準は何でしょうか。

○小宮山国務大臣 ずっと子供の問題に取り組んでこられた馳委員も、今の保育に欠けるという要件を見直さなければといふことが、もうここ十年年来言われていることは御承知だというふうに思つています。

今、市町村が保育に欠けるかどうかを判断して、保育所への入所が必要か否かという決定をする仕組みなんですか?でも、今回の子ども・子育ての制度改革では、市町村が、客観的な要件に照らして、保育が必要な子供として、保育の必要性を認定することにしていまして、このことによって、保育に欠けるということが、ここもまた、市町村の裁量というかそういう形で、本当に必要としている子供たちが排除をされないようにということで、今回、「必要とする子ども」というような言い方についているところです。

○馳委員 ここは事由、区分、優先利用に関する基準を策定することにしていまして、このことによって、受給資格や必要性の確認、認定が行われ、これを通じて把握をした地域の学校教育、保育のニーズに応えられる体制を確保することで、全ての子供たちにそれぞれのニーズに応じた学校教育、保育を確実に保障したいということからこうして個人給付の仕組みを入れることにしていました。

○馳委員 この個人給付の仕組みでは、子供一人一人について、受給資格や必要性の確認、認定が行われ、それを通じて把握をした地域の学校教育、保育の範囲内で公も、自治体も責任を負うというふうに考えております。

○馳委員 その範囲内でとすることは、本当に行政訴訟の対象としてたえ得るのかなどいう心配が

【武正委員長代理退席、委員長着席】
○馳委員 一言申し上げたいと思います。

○馳委員 ここはやはり、私は直接小宮山大臣にお伺いします。私はやはり保護者と指定施設の公的直接契約というのは何なんですか。契約は契約なんですよ。民法上の契約だと思います。保護者と指定施設の契約なんですよ。ここで、保育の公的な責任を本当に担保できるのかという不安は拭い去ります。

○馳委員 ここはやはり、私は何か非常に言葉をミックスしたような概念だと思うんですね。どういう概念ですか。

○小宮山国務大臣 これは今、例えば東京の認証保育とか横浜の保育室とか、そういう自治体が自分たちの基準でやつてはいるところは既に直接契約になっています。

○小宮山国務大臣 これは、全ての子供の育ちがひとしく確実に保障されるために、施設側の制度の縦割りの視点ではなくて、利用者の側の制度横断的な子供本位の視点で考えるという考え方から、こういう考え方をとつていています。

○馳委員 ここでもし、施設の方、あるいは保護者の方がそんなんじや困ると言つて行政訴訟を起こしたら、この業務は行政訴訟の対象になるんですか。

○村木政府参考人 お答え申し上げます。
訴えの内容によってこれは事情がまちまちかと思いますが、一般的の私的なサービスとは違つて、公の関与のもとで公的なお金を使って行うサービスでございます。

○馳委員 その範囲内でとすることは、本当に行政訴訟の対象としてたえ得るのかなどいう心配が

が拭い去れないところです。

次、保育所は十年後全て総合こども園になり、どうして幼稚園は手挙げ方式ということになったんですか。

○小宮山国務大臣 それは、幼稚園の方は必ずしも待機児さんがいない地域もあるのに、そこまで義務づける必要はないという幼稚園側からの御意見などもございました。

それでは、幼稚園の中には、それぞれ設立の基礎が宗教法人であるとかいろいろな考え方によつて設立をされているのに、そこに全部その義務をかけるみたいなことはやめてほしいということもございましたので、今考へている総合こども園、認定こども園、何という名前に今度新しくなるかわかりませんが、その新しく学校教育、保育をやるところになるべくそれでも入つてもらえるように、恒久的な財源を確保してそこにインセンティブをかけて手挙げ方式でやつていただく方法にしました。

○馳委員 総合こども園、どうして学校教育法上に位置づけなかつたんですか。

○村木政府参考人 お答え申し上げます。

総合こども園は、その性格として、学校教育法体系における学校の性格、それからもう一つは児童福祉法体系における福祉施設、保育の機能を持つ、いわば両方の機能をあわせ持つたものでございます。

したがいまして、総合こども園についての設置基準その他のことなどをこの法律に書き込むかということで考えますと、学校教育法に書き込まれようと思うと、学校教育法の中に入つてゐるものは純粹の教育機関ばかりでございます。そこに児童福祉の性格上かけたい規制というようなものがみ出しまつてまいりました。これは両方の性格を持つていて、教育だけをカバーしている法律の中には非常におさまりが悪いし、また、その傘の下にいること自体がその性格上必ずしもいいとは思えないということで、独立した、両方

にまたがつた、福祉と教育にまたがつた法律を改めつゝて、新法を制定するということにいたしました。

○中野委員長 これにて馳君の質疑は終了いたしました。

○馳委員 終わります。

○西博義君。

○西委員 公明党的西博義でございます。

昨日の新聞には、生活保護受給者数が二百六万人、過去最多という記事が出ました。先日来のさまざまな議論、また、公述人の皆さんとの議論の中でも、やはり無年金、低年金の皆さん、それから低所得者の皆さん、こういう人たちに対してどういう手当ができるのかということがかなり大きなウエートを占めてきたように思います。大きく分けて、その観点に従つてきょうはお伺いをしたいと思います。

まず初めに、無年金、低年金対策についてですが、現行の社会保障制度、これはさまざまな課題があると私は認識しております。一つは、マクロ的に見たときに、ふえ続ける社会保障経費をどう賄つていくのか、こういう大きな課題がある。一方で、ミクロで見ますと、無年金、低年金、そして低所得者、こういう皆さん方の対策をどうするのか、こういう課題だというふうに思います。

民主党が提案してきました最低保障年金は、こうした問題への一つの答えとして主張されたものだというふうに理解はしてきました。私どもは、それは実現不可能だ、こういうふうに言つてきたんですが、しかし、この委員会の質疑を通して、保険料を納めない場合には最低保障年金は支給されない、こういう答弁があつて、この最低保障年金でも、無年金、低年金の問題が全て解消されるというわけではないということが明らかになつてしまつました。

そういうわけで、未納が発生する保険料ではなく、税負担で財源を賄うということで全ての国民に最低保障年金を保障する、これがマニフェストの基本的な考え方ではなかつたのかというふうに思つたんです。

思つております。

最低保障年金で発生する無年金、低年金問題については、その一つの対応として、歳入庁を設置して国民年金保険料の徴収を強化しよう、こういうことで考えられているようです。ことしの四月にまとめられた民主党の「歳入庁設置について」という中間報告がありますが、この中で、五千八百億円を最低限の目標として徴収する、こういうふうになつております。

歳入庁による未納保険料の徴収を強化することが無年金、低年金対策になつていくのかどうか、また、この額についてのお考えをお伺いをしたいと思います。

○岡田国務大臣 まず、民主党が現在主張しております新しい年金制度、その中の最低保障年金、この制度が、本来制度に加入すべきであるにもかかわらず加入していない、そういう方々についてまで最低保障年金を保障するものではないといふのは、委員御指摘のとおりでございます。

その上で、今の国民年金との違いということでおいえば、国民年金は定額でございます。もちろん、所得の少ない方に対するさまざまな措置はあるが、基本的に定額。最低保障年金の方は、所得比例年金とパッケージになつておりますので、所得に応じて保険料をお払いいただくということでございます。

そういう意味では、現在の国民年金の保険料が定額であるがゆえに、所得の少ない方にとっては負担感が非常にあるということで、入り口から諦めてしまうという方もいらっしゃると思うんであります。それよりは、所得に応じて保険料を御負担いただくということです。それよりは、所得に応じて保険料を御負担いただくということですから入りやすい、そういう観点はあるのかなと。

もちろん、国民年金にも先ほど申し上げました

もできるわけですが、そういうことをよりしっかりと、徴収体制を整えて、払うべき人が払つていらないという場合にはきちんと払つていただくといふ体制を整えることも重要であります。

そして、マイナンバー制度の導入に伴つて所得の捕捉を行い、同時に歳入庁を設置して、そして、現在と比べればよりしっかりと保険料の納付を確保していくというのが基本的な考え方でございます。

○西委員 払うべきは払うようにということですが、五千八百億という、これだけの徴収が果たして、現在と比べればよりしっかりと保険料の納付を確保していくのが基本的な考え方でございます。

次に、年金の受給資格の期間短縮の問題について

現行の年金制度も、国民皆年金という観点から見ると、全く、今の現状は、問題なしとは言えません。国民年金保険料の未納の問題は、無年金、低年金を発生させる原因である。このことについては、全力で取り組まなければいけないということはもちろんのこととございます。

きょうは、無年金、低年金問題を制度的な面から捉えて議論をしてみたいと思います。これについて、一つは受給資格期間、それからもう一つは納付、この二つの制度についてです。今回提案されている受給資格期間の短縮、二〇五年から十年。新たに低年金を発生させるという側面は否定できませんが、無年金対策としては一定の効果はあるというふうに思いますし、その点では評価しております。

しかし、受給資格期間が二十五年から十年へと大きく改正されるにもかかわらず、納付の面では、この制度改正に合わせた対応は必ずしもされおりません。

無年金の中には、二十五年の受給資格期間には到達しないと考えて、保険料の支払いを早々にやめているという人もいらっしゃると思います。

この中には、十年であれば受給資格期間を満たせ

ると思う人もきっといらっしゃると思います。これでは、結果的には、こうした途中で諦めざるを

の加算についてですね。

低年金対策として、政府から、定額加算、六千円プラスアルファ、アルファというのは、定額加算と、免除期間の加算、この二つの種類の加算が提案されております。このうち、保険料を納付しない人も定額加算の対象になるということでお、不公平ではないかという問題点が指摘をされております。

年金への定率加算の導入を公明党は主張しておりますけれども、定率加算についての御意見を伺いたいと思います。

また、今回は、低年金への加算の財源として、比較的高額な年金受給者の基礎年金の国庫負担部分を一部利用するということが提案されております。二つの加算についての是非は別として、私は、これを利用するということはあり得るというふうに思っております。

基礎年金は、純粹な保険制度ではなくて、保険と社会的な給付のいわばハイブリッド型のようになります。そもそも、国庫負担部分というのは税金を財源にしているわけですから、全て人が受けられるという論すらあるというふうに私は聞いております。それを、二十五年間以上保険料を払った者だけに限定して今まで支給してまいりました。保険料納付額に応じて支給しているわけですから、ある意味では、これは政策判断をしているということだと思います。

定率加算については検討の対象となると前向きにお考へでしたら、この財源についても、どのように考えておられるかということをおわせてお伺いをしたいと思います。

○小宮山國務大臣　さつき委員がおっしゃったように、高齢者になつた、その生活の安定ということとは年金を中心とお考えることは、私もまさにそのとおりだというふうに思います。

その上で、今回の低所得者への年金加算、これは、保険料の納付意欲ができるだけ損なわないよう配慮しながら、低所得者対策として一定の効果のある加算とするということで、定額加算と、

言つていたいたように、過去の保険料免除期間に応じた加算の二つを組み合わせた制度を政府として提案しています。

それに対して、御党から、基礎年金の額に一定率を加算する案、定率加算を御提案されているといたいと考えます。

また、クローバック、高所得者の年金調整につけても御理解をいたいたということと、そこは感謝を申し上げ、また、そうしたことも財源として考へるということを政府としては提案いたしました。

そのことも含めて、今三党で協議をいたいたいについても御理解をいたいたということと、そこは感謝を申し上げ、また、そうしたことも財源として考へるということを政府としては提案いたしました。

その件についても、私見ですので、私の考へですのですで、必ずしも党とはまた、別かもしれません。

今度は、生活保護と年金のあり方についてお伺いしたいと思います。

当委員会における議論を聞いていまして、大変懸念していることが一つあります。芸能人の親族の生活保護問題や低年金の定額加算問題などに影響されて、議論の方向が少し違うところに行つてゐるんじやないかというふうな心配をしていまして、このたびの議論の中でも、本当に最後のセーフティーネットとして生活保護がありますのに、必要な人が受けられなくなるという、足を引っ張るようなことがあつては決していけないというふうに思つていています。

そういう中で、おっしゃったように、低年金、無年金対策として、年金確保法案で追納期間を延ばしたり、また、今回、短時間労働者に社会保険の適用を拡大したり、いろいろなことをしていまが、やはり年金と、それから、なるべく就労支援をしたいと思つています。

確かに、生活保護の不正受給は問題であります。また、提案されている低年金への加算についても、公平さに問題があるのかなというふうに思つております。しかし、冒頭申し上げましたけれども、社会保障制度の大きな課題である無年金、低年金、低所得者、この皆さん方の問題をどうするのかと、いう本筋を外してはいけない。特に、これだけ格差社会になり、また、今回、大きく消費税率がアップするというこの時期において、ここは大きな課題だと思つております。

生活保護と年金をめぐつてさまざまな議論があ

るのではないか。まさしく、社会保障全体の枠の中で整理する必要がある。生活保護は最後のセーフティーネットであつて、その意味では、他の制

度を充実させて生活保護の対象を減らしていく、こういうことが基本であると思います。さきの質問で年金への加算や前納、後納制度の活用を申し上げたのは、年金など既存の制度を整えて生活保護への依存度をできるだけ下げるべきである、こう考へているからでございます。

生活保護と年金のあり方について、これも厚生労働大臣にお聞きを聞きたいと思います。

○小宮山國務大臣　これも、まさに委員がおつしやるところだと私も思います。

このたびの議論の中で、本当に最後のセーフティーネットとして生活保護がありますのに、必要な人が受けられなくなるという、足を引っ張るようなことがあつては決していけないというふうに思つていています。ただ、その中で、国民の皆様の納得を得る制度にするためにどうしたらいいかと、いうことで、今、知恵を出さなきゃいけないときかと思つています。

そういう中で、おっしゃったように、低年金、無年金対策として、年金確保法案で追納期間を延ばしたり、また、今回、短時間労働者に社会保険の適用を拡大したり、いろいろなことをしていまが、やはり年金と、それから、なるべく就労支援をしたいと思つています。

確かに、生活保護、これは今まで、仕組みが違う、制度が違うということで言つてしまましたが、それでも納得が得られないと思つますので、このたび、社会保障制度の低所得者対策の在り方につてお聞きしますので、いえれば最低賃金とそれから生活保護、これは今まで、仕組みが違う、制度が違うということで言つてしまましたが、それでも、さまざまなかつた給付つき税額控除のやり方があります。私は、前回は、カナダの例を引用しながら、消費税の逆進性対策としての給付つき税額控除、これを質問しました。消費税の逆進性対策としては、給付つき税額控除を採用するのか、軽減税率を採用するのか、議論がまだ分かれておりません。私が、前回は、カナダの例を引用しながら、消費税の逆進性対策としての給付つき税額控除、これを質問しました。消費税の逆進性対策としては、給付つき税額控除を採用するのか、軽減

税率を採用するのか、議論がまだ分かれておりません。

○西委員　まさしく、我が党が社会保障全体の枠組みの中で今回の議論をすべきだと申し上げたのは、一つは、そういうさまざまな要件の中で抜本的にやはり考え方直していかなければいけない面があ

ある、こういうことを申し上げているわけでござります。

統いて、給付つきの税額控除について。

今回の政府提案では、パズルでいうと、一つの大好きなピースが欠けていると思います。それは、低所得者対策が法案として提案されていないとい

うふうに変わっております。このうち、三番目の、所得を底上げする仕組みとして就労税額控除というのが導入されて、これが、働くより社会保障に依存した方がよいというモラルハザードを防いで、働くことへのインセンティブを与える、こういう役割を果たしているというふうに言われております。

給付つき税額控除については、一般に、就労税額控除のほか、消費税逆進性対策税額控除、児童税額控除など、たくさんの種類があるというふうに言われております。給付つき税額控除は、所得や資産状況、家族構成、対象者の属性等に基づいて多様な活用が考えられます。

低所得者対策における給付つき税額控除の役割や位置づけについてどのようにお考えなのか、これは財務大臣にお答えをいただきたいと思います。

○五十嵐副大臣 済みません。担当の副大臣でござりますので。

先生がおっしゃるとおりでございます。

一般的に、低所得者に配慮した再分配政策の一つとして我々も考えているわけですが、主な目的を、子育て支援についている例、就労促進に充てている例、それから付加価値税の負担軽減、カナダのような例と三つあります。その仕組みも、給付額について、まず税額から控除して、控除し切れない分を給付するというやり方、それから、低所得者に対しては給付を行い、中高所得者に対しては税額控除をするという、選択といいますか、そういう二種類の例、それから、普通には給付なんですけれども、所得がある程度高くなつたら給付額を通減していく、それに使うというやり方、三種類ぐらいの仕組みがあります。これが組み合わせて使う例もあります。

今、私どもとしては、どういう組み合わせでどういう仕組みにしたらいいかということを専門家委員会を中心に検討していただいて、私自身は、先生と同じように、イギリスが大変成功しているということから、就労促進のインセンティブを重

点に研究をしていただきたいと言つております。省内でも検討しているところでございます。

○西委員 ありがとうございます。

ややもすると、消費税の対策、逆進性対策に用いるというふうに思われている側面がありますの

で、もう少し膨らませて、先ほど申し上げました

ように、年金からも、そして消費税のバックからも、そして最後に生活保護、こういうやはり多層のセーフティーネットが必要のではないかという

のが私の主張の趣旨でございます。

○安住国務大臣 ありがとうございます。

大臣、何か一言あればお願ひします。

○安住国務大臣 ありがとうございます。

総合合算制度も、私もやはりそういう点では考

えなければいけないときには来たと思いますし、御

指摘のように、軽減税率の問題というのは、一方

で、低所得者だけではなくて、高額な、お金持ちは

方も例えれば食料品を買つたら税率が安くなるわけ

ですから、先生がおっしゃっているように、低所

得者にターゲットを絞つて、ちゃんとそこに対策

をとつていくという視点でさまざま考えなきやい

けないということは、私ども、今五十嵐副大臣が

申し上げましたように、そういうところは先生と

考へが一致しておりますので、ぜひこの精度を上

げていきたいと思っております。

○西委員 先ほど申し上げましたように、さまざま議論がありますから、うちの党の意見という

わけではなくて、一つの方向性というふうに申し

上げておきたいと思います。

その後に、簡単な給付措置についてでございます。

この間の質問の折に、安住大臣からも、また岡田副総理からも御答弁をいただきました。お二人には、最終的に目指している給付つきの税額控除といふのかなどということを印象として受けました。

しかし、これをそのまま簡単な給付措置とするの答弁から、臨時福祉給付金的なものを想定しているのかなどということを印象として受けました。

しかし、これをそのまま簡単な給付措置とするには、最終的に目指している給付つきの税額控除との間に少しギャップがあるというふうな感じも見受けられました。とりあえずの措置としての方

除との間のギャップを埋めるとのことになります。すと、かなり、例えば一万円以上とか、対象者も結構広がるとか、こういうようなことも考えられるのではないかというふうに印象として伺いました。

○西委員 ありがとうございます。

ややもすると、障害をお持ちの方、さまざまな方がいらっしゃるのですが、難病対策については、私は支援が大きくおくれていた。

大臣は、簡易な給付措置の内容について、「各

党の御意見も十分踏まえながら考えていただきたい。

まさしくそういうことこそ、これから各党で協議していただきとこの一つの大きなテーマであるというふうに考えております。「こういうふうに答弁されましたけれども、まず、政府の方で、大臣の方で提案をいただくことがやはり大事かなと思います。

私は思います。

政府は、そういう意味では、社会保障制度の、受給、所得分布など、さまざまなデータを持って

いるわけですので、この簡易な給付措置についてももう少し具体的な方向性というのが必要ではないか、このように思つておりますが、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○安住国務大臣 簡素な給付措置の対象となるいわゆる低所得者の方の範囲については、実務上の対応可能性に配慮するとともに、社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を留意して決

定するという基本的な考え方を示しておりますが、社会保障政策における低所得者向けの施策においては、保険料の負担軽減措置のよう、住民税非課税世帯に対し所得に応じて段階的に軽減を行うもの、もう一つとして、生活保護のよう、

所得に加え一定の資産の状況も確認した上で給付を行うものなど、さまざまな基準がございます。

消費税の導入、税率の引き上げ等に伴う激変緩和のため、老齢福祉年金等の受給者や所得の低い

高齢者など真に手を差し伸べるべき方々に対し、これまで二回は一時金として臨時福祉給付金を支給してまいりました。

そうしたこと等をそれぞれ踏まえて、私どもと

しては、実務上の課題にも配慮しつつ、先生、給

付の範囲、額というものは、だんだん狭めていつて、しつかり提案をしていきたいというふうに思つております。

○西委員 ありがとうございます。

今まで、無年金、低年金、低所得者対策など、社会的弱者に関する質問をしてまいりました。

これまで、厚生労働大臣に申し

入れをしたりしてまいりました。医療、福祉、就労等の支援が薄くて、そうした総合的な支援も結果的には引き続き検討するというふうにおっしゃつています。党内でも、さまざまな難病の皆さんの御意見を聞いて、今まで厚生労働大臣に申し入れをしたりしてまいりました。医療、福祉、就労等の支援が薄くて、そうした総合的な支援も結果的には引き続き検討するというふうに思います。

社会保障・税一体改革では、難病対策については、社会的弱者の中でも、もちろん、障害をお持ちの方、さまざまな方がいらっしゃるのですが、難病対策については、私は支援が大きくおくれていた。

大臣の御所見を伺いたいと思います。

○安住国務大臣 簡素な給付措置の対象となるいわゆる低所得者の方の範囲については、実務上の対応可能性に配慮するとともに、社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を留意して決

定するという基本的な考え方を示しておりますが、社会保障政策における低所得者向けの施策においては、保険料の負担軽減措置のよう、住民

税非課税世帯に対し所得に応じて段階的に軽減を行うもの、もう一つとして、生活保護のよう、

所得に加え一定の資産の状況も確認した上で給付を行うものなど、さまざまな基準がございます。

費助成の法制化も視野に入れて検討し、治療研究、医療体制、福祉サービス、就労支援などの総合的な施策の実施を目指すということを盛り込んでいます。

これまで、難病対策については、平成二十二年四月に新たな難治性疾患対策の在り方検討チームを設置しまして、厚生科学審議会の疾患対策部会や同部会の難病対策委員会を昨年九月から合計九回開催しています。

さらに、より技術的、専門的に検討するため、新たに二つのワーキンググループを設置して、

新たに二つのワーキンググループを設置して、

新規の見直しの検討を行つて、

今後も、難病の皆さんに寄り添いながら、この大綱の方針に沿いまして、抜本的な改革について、できるだけ早く結論が得られるように全力を挙げていきたいというふうに思います。

○西委員 今こそ抜本的な対策をお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○中野委員長 これにて西君の質疑は終了いたしました。

○高橋千鶴子さん。 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋(千)委員 日本共産党的高橋千鶴子です。

きょうは、子ども・子育て新システムについて質問をします。

昨夜、政府が既に総合こども園撤回を認めたとニュースが流れおりました。大臣、総合こども園は撤回するのでしょうか。認定こども園の拡充などが言われておりますけれども、もともと自民党政権時代につくったものだから余り影響ない、このようにお考えなのでしょうか。

○小宮山国務大臣 今までに三党で御協議いただいているので、私がここでどこまで踏み込むかというのは難しいところなんですが、総合こども園の、その総合こども園法を取り下げるということが新聞報道されていると思います。ただ、そこが狙いとしていた、親の働き方にかかわらず就学前の必要とする全ての子供に質の高い学校教育、保育をするということ、待機児童の解消をするということ、子育て家庭の養育を支援するというそれが先駆的な取り組みでございますので、それを今までの認定こども園にしておくということではなくて、子供のためにしっかりと取り組もうという各党の合意のものに、それを拡充することによって、総合こども園法で目指したものとかなり近いところへ持っていくと私は考えておりますので、何か三党の合意が成り立つように期待をしてい

るところでございます。

○高橋(千)委員 多分、そんなふうにおっしゃる

んだけれども、小宮山システムという言葉ではなくなるんであろうと指摘をしました。

○中野委員長 今こそ抜本的な対策をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○高橋(千)委員 日本共産党的高橋千鶴子です。

きょうは、子ども・子育て新システムについて質問をします。

昨夜、政府が既に総合こども園撤回を認めたとニュースが流れおりました。大臣、総合こども園は撤回するのでしょうか。認定こども園の拡充などが言われておりますけれども、もともと自民党政権時代につくったものだから余り影響ない、このようにお考えなのでしょうか。

○小宮山国務大臣 今までに三党で御協議いただ

いています。経済的に弱い子育て世代を直撃している。曲がりなりにも子育ての充実というのではあります。これがまた修正されて、我々、外野に置かれ、さあ、調いましたから採決ですと言われて

も、到底納得できるものではありません。

ことし三月までに、三百二の自治体から意見書が採択されています。その後も、集計できてい

ないものの、採択はふえ続けています。一番新しいのは、この委員会をやっている最中の六月八

日、群馬県議会だということです。

委員長にぜひ要望します。

改めて、公聴会に公募があつた保育関係者を招

聘し、参考人質疑を行い、十分な質疑を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○中野委員長 理事会で協議いたします。

そこで、岡田副総理に伺います。

○岡田国務大臣 子ども・子育て支援法案は、附則第一条において

施行期日について、消費税法案が施行する年の翌年四月一日までの間となつており、要する

に、組み立てが、増税なかりせば新システム法な

どというつくりになつております。

私は、思わず質問で、論理が飛躍していません

かと言いました。といいますのは、少子化だから

新システム、何でですかということなんです。幼

稚園はあるが、保育所は足りない、だから幼

保一体化だというのであれば、物すごく、経営者の論理、現実的な話であつて、保護者のニーズや

子供の利益とは無縁の話だと思つんですね。

大臣の認識を伺います。

○小宮山国務大臣 御指摘の意見陳述は、急激な

子供の数の減少あるいは地域の経済状況等の変化による幼稚教育、保育のニーズの急激な変化に対

し、幼稚園と保育所の制度が分立している状況ではニーズに的確に対応できないという趣旨だった

というふうに認識をしています。

今回の改革での幼保一体化、これは、幼稚教

育、保育について、全ての市町村で地域の需要を

把握して、事業計画を策定して、それに基づいて

提供体制を整備すること、指定制の導入

によって小規模保育などを含む多様な事業を財政

支援の対象とすることを目指しています。

大臣がよくおっしゃっていたことでもあります。

O E C D 諸国と比べても G D P 比で子育て予算が

極端に少ない、そういうことから出発した新システムだつたわけですね。

でも、もう子ども手当は挫折をし、増税が残つ

ている。曲がりなりにも子育ての充実というのではあります。これがまた修正され、我々、外野に置かれて、さあ、調いましたから採決ですと言われて

すという、政省令に白紙委任という建物であります。

もともと新システム自体が、柱だけで中身がほ

とんど決まっていない、何を聞いてもこれからで

すといふことではありません。

私は、それ自体が問題だと指摘をしてきました。

これがまた修正され、我々、外野に置かれて、さあ、調いましたから採決ですと言われて

すといふことではありません。

もともと新システム自体が、柱だけで中身がほ

とんど決まっていない、何を聞いてもこれからで

すといふことではありません。

これがまた修正され、我々、外野に置かれて、さあ、調いましたから採決ですと言われて

すといふことではありません。

いか、このように思つんですね。

まず、保育所が一人も子供を死なせなかつたということがよく言われます。私は、これを美談にしてはならないと思います。被災三県のうち、被災した保育所は七百二十二カ所です。うち、実は、保育中に亡くなつた子供が宮城県で三名おります。保育外、お迎えが来て帰つた子供や休んでいた子供の何と八十名も犠牲になつております。非常に痛ましいことだと思います。

ことしの二月に、津波で全壊し、仮園舎に入つ

ている陸前高田市の公立保育所を訪ねました。こ

こでは、実は三分の一の子供がお迎えが来て帰宅

しているんですね。ですから、残つた子供は全員

助かっているんですけども、残念ながら十名が犠牲になつております。普通に過ごしていること

の大切さがわかつたと言つていました。

保育所には月一回の避難訓練が義務づけられて

おりますが、ここでは毎月二回やっています。仮

園舎なので通園路が違いますので、本当に毎回毎

回先生たちが避難路を確認して、民間の空き地を見つけてはお願いに行つて、ここは保育所の避難

場所ですといふ小さな看板を立てるんですね。本当に苦労をして頑張つていています。それでも、毎回訓

練のたびに課題を見つけるなどおっしゃいまし

た。常に張り詰めている気持ちが伝わってきました。

その園長さんが述べたことは、命を助けられる

定員にしてくださいという言葉でありました。小

宮山大臣はこの声に応えられますか。

○小宮山国務大臣 大震災のときに、本当に、保育園で保育士さんたちが、日々の訓練も生かして、大変な努力をされて子供たちの犠牲が出なかつたということについては、内閣府でやつていい

たワーキングチームの中でも多くの御意見を伺うことができました。こういう質を保つていくといふことは、これは必然といふか、必ずやらなければいけないことだと思つています。

そのために、今回、消費税というところには御異論があるんだと思ひますが、確実な恒久財源を

しっかりと、今までよりはかなり、一%の中です

のでまだまだ足りないとおっしゃる向きはあります

すけれども、一・七兆のうち〇・七兆というの

は、今までの考え方からしたらかなり子ども・子

育てに力を入れていますので、その中で、職員の

配置基準の改善ですとか、あるいは処遇の改善も

含めて、質の改善を、優先順位をつけながらしつ

かりと取り組んで、子供にとっての最善の

利益と言えるような、そういう状況にしていきた

いというふうに考へています。

○高橋(千)委員 配置基準を守つていても、もし

子供たちが全員いたら助けられなかつたと言つて

いるということなんですね。最低の基準だというこ

とを認識しなければなりません。それを、質を担

保するとは言うけれども、今の認定こども園を参

考にしたいということを大臣はこれまで答えて

きたはずだと思います。

そこで、川端大臣にも伺いたいと思います。

公立保育所の方がむしろ民間よりも定員管理が

厳しいので非正規が多いよね、そういうことが指

摘されていますね。どうでしょうか。

○川端国務大臣 定員、これは財政的な問題では

ない御質問ですか。

それぞれ公立保育園の人員費を含む運営費等に

ついては、運営主体が地方自治体でございますの

で、その部分で運営をされるということであり

ますが、その所要額は、一般財源化、税源移譲を

三位一体改革でされましたので、地方交付税で手

当てる財源手当てを、地方財政措置は講じてお

りますけれども、定数の基準については、これは厚生労働省の基準に基づいて算定されるものとい

うふうに承知をしております。

○高橋(千)委員 では、今言つた非正規の問題は把握されていますか。

○川端国務大臣 正確に数字を把握しているかと

言われば、全部を承知しているわけではありません

せんが、実態として、定数の中で、それぞれの自

治体の集中改革プランを含めて、いろいろな工夫

の中でもそういう部分が存在していることは事実だ

というのは承知をしております。

○高橋(千)委員 やはり、中身をきちっと見てい

きますと、質を担保するということとはもちろん答

弁されます。でも、現実はそうなんだ。しかも、

公立がそうであるからこそ、これまでには、公私格

差ということで、私立の保育園にも補助をしたり

とか、そういう形でやってきましたけれども、し

かし、公立が定員管理の厳しい中でなかなかふや

せないんだ、非正規が多いんだということは、総務省自身が認めていることなんですね。そこから

変えていかなければだめじやないかということを

指摘させていただきました。

それで、質の確保とはどういうことなんですか。

今言つたように、歩けない子供、赤ちゃんを抱

えて、やはり、保育士さんが、とてもじやないが

全員いたら助けられなかつたということが現実の

問題であります。

また、新システムでは、子供が全員そろうの

は、総合こども園であれば、幼稚教育をしている

四時間ですか、その時間だけなんですよね。そし

て、働き方によつて、短い人も長い人もいる。つ

まり、顔ぶれがそのときによつて、時間帯で違う

わけです。そして、保育士さんのローテーション、これはもう既に、かなり細かい、パズルのよ

うな状態になつています。つまり、いつも、保育

士さんと子供さんが常に向き合つて、同じ状

態ではないわけですよね。

そうすると、いざというときになかなかその態

勢がとれないじやないかということをやはりすご

く想像して、それはとても新システムではだめ

だ、そういう声が上がつてきた。これが被災地の

実態なわけです。そういうことに対しても対応してい

けますか。

○小宮山国務大臣 やはり、おっしゃっている質

の確保には、人員配置など一定の水準を満たすと

それから、あなたは長時間、あるいは、あなたの

は短時間、こう決められたときに、しかし受け皿

がなかつた。希望するこども園に入れなかつた場

合、やむなく小規模保育所に預けました、でも、

その方は、希望する園に予約して、あきが出たら

入りたい、そういうときに、優先権があるでしょ

うか。あるいは、私は、希望することも園に入り

たいから、市町村があつせんしてくれたとしても拒否をして待ちたいです、そういうことが認めら

れるでしょうか、優先されるでしょうか。

○小宮山国務大臣 保育の必要性の認定は、一定の期間に限つて有効になります。具体的な有効期間については、今後、子ども・子育て会議などで関係者の御意見を伺いながら、制度の施行まで検討をしたいと思つています。

その後、二点おつしやいましたけれども、一点目の、その子についての保育の必要度というのが変化がないので、希望することも園にあきが生じた場合の選考で優先されるということにはなりません。

それからもう一点、保護者があつせんを断つたことをもつて保育の必要性の認定が取り消されるということにはなりません。

○高橋(千)委員 取り消されはしないけれども、優先はされないとお答えだったと思います。

実は、これは、前に厚労省と少しやりとりをしたときに、要するに、こども園給付は既に受けていて、公費が入っているところにあなたは入ったんですから、そこは優先権は消滅しますよ、そういう説明だったわけです。

そうすると、これはちょっと、保護者が選択で出てくるし、メニューというのは、幾ら言っても、それが選択できるだけの、実際のメニューと、また、それがかなう、いわゆる資金面ですとか、そういう条件が合つて初めて言える話なんだということを改めて指摘したいと思います。

それで、総合こども園ではなく認定こども園になるんじゃないかということが言われています。余り議論されていないんですねけれども、認定こども園というのは、そもそも既に直接契約ですね。それから、保育料は施設側が決められます。基準も、小学校でさえ三十人学級なのに、三十五人学級となっています。知事認可も認める中で、最低基準も自治体に委ねることができます。ある意味、新システムの先取りとは言えないでしょか。

○小宮山国務大臣 新システムの先取りだとおつ

しゃることと、認定こども園、特に幼保連携型のところが今的新システムの中の総合こども園の先駆的取り組みと私たちが申し上げていることは、表と裏から言つておつしやいました。

○高橋(千)委員 私にしてみれば先取りですが、大臣にしてみれば先駆的だとおつしやいました。ただ、前段のところは否定をされませんでしたね。

要するに、私たちが指摘をしている問題というのは既に起つているわけですね。それで、認定こども園に戻つて拡充すればいいんじゃないかという単純な話ではないんじやないかということなんですか。問題を払拭するデータがないんですね、今言つた問題については。

つまり、大臣はよく、高く評価をされていますから、そこは優先権は消滅しますよ、それで、認定こども園に戻つて拡充すればいいんじゃないかという単純な話ではないんじやないかということなんですか。問題を払拭するデータがないんですね、今言つた問題については。

つまり、保護者の方が八割、施設側が九割ですか、評価をしています。しかし、それは、そういう一定の保育料を払つても、施設でこれまで待機していたけれども入ることができたとか、いろいろな人が確かに喜んでいるかもしれない。でも、現実に、入れなくて結局仕事をやめざるを得なかつた人がどれほどいるのかとか、保護者から見てどうなつてているのか、調査をするべきではありませんか。

〔委員長退席、松本(大)委員長代理着席〕

○小宮山国務大臣 保育料につきましては、今の保育所で行つてある応能負担と同じでございますので、高くなるということはありません。

○高橋(千)委員 ですから、最初に聞いたじやないですか。施設が決められると。

そういう意味で、きょう、ちょっと参考に質問させていただきますが、今回、株式会社の問題も出てきているわけですから、あした、構造改革特区の評価委員会の教育部会で、株式会社立の学校について、方向性について意見書が出されるという報道がありました。

全国に、大学五、高校二十一、小学校一、トータルで二十七校ある株式会社立の学校について、全国展開するには大きな課題があることが文部科学省の調査でも判明しました。

最も多い高校で、不適切と見られた課題はどのようなものでしょうか。

○高橋(千)委員 ですから、そういう懸念は法案

が通るときから指摘をしているんです。それを払拭するデータを出してくださいと言つておるんであります。イエスかノーか。

○小宮山国務大臣 データとおつしやるのは、今までの認定こども園のデータですか。

もちろん、今までの認定こども園制度にのつてはいますけれども、認定こども園を拡充していく方向で修正協議は行われていると聞いています。

とりわけ、最も数の多い高校では、そのほぼ全り、今度子ども・子育て会議のようなものをつくり、今度子ども・子育て会議のようなものをつくっていることは皆さん同意していただける点だと思いますので、いろいろなチエック機能も含めまして、そのところはきちんと制度にできるというふうに考えております。

○高橋(千)委員 負担がどうなつてあるかとか、そういう人たちがどうなつてあるかとか、そういうデータが一切なくて、評価しているというデータだけが一切なくて、評価しているといふことだけが、いわゆる先駆的な取り組みなんですね。教えるべきだといふことは、やはり懸念を払拭できないじゃないか。それを拡充すると言つておることは、それがどういうものなのかというのをきちんと示してくださいと言つておられるだけなんです。

小済報告のことを馳委員がいつもおつしやいま

すので、私もよく勉強させていただきましたが、二重行政の問題とか、やはり運営する側の議論なんですね。ですから、私は何度も聞いていることがあります。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

学校の看板を掲げているんだけれども全然それが違いますよということや、スクーリングがないとか、添削がマークシート方式で解説もつかない、自宅で試験を受けられるということで、誰が答えたかわからないじゃないか、そういう実態が明らかになつて、課題があるということになつたわけです。やはりこういう調査をしなくちゃいけないんですよね。

改めて、全国展開を見送つて、学校教育に熱意のある企業ならやはり学校法人を目指すべきだわけです。やはりこういう調査をしなくちゃいけないんですよね。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

構造改革特区の特例措置としての学校設置会社による学校設置事業につきましては、現在、御指摘のとおり、構造改革特区本部の評価・調査委員会において検討を行つておるところでございま

す。

その検討では、経営的に苦しい学校が多いこと、小・高校の八六%が学校法人化を考えていること、通信制高校で教育に課題があるなどの指摘がある一方、英語教育、IT、不登校などの教育の多様化や、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域の活性化、地元人材の雇用創出などの効果があることも確認されたところでございます。

近く、評価・調査委員会において評価意見が取りまとめられる見込みと承知しており、政府としては、この評価意見を踏まえて適切に対応していく所存でございます。

○高橋(千)委員 適切にとおっしゃいましたけれども、今指摘されたような、まさに、学校という看板をつけてはならない、不適切だという指摘に対するは、やはりきちんと評価を行って、拙速な結果を出さないということを強く指摘したいと思うんです。

せつかく文科省が、学校法人を目指すのではあればそこに支援をしたいということを言っているわけですね。やはり、私、保育でも同じことが言えるのではないかと思います。本当は、今の答弁、川端大臣が所管なんですけれども、ここでは答弁してはならないということだったので、大変残念ですが、ぜひこれは、聞いていただいたということで、お願いしたいと思います。

保育への株式会社の参入は二〇〇〇年から既に行われているわけですけれども、その後も規制緩和を求める声は非常に強く、圧力も強かつたです。今回も、制限つきとはいえ、株式配当を認めることで、そういうことが言われています。

○八年の十二月二十六日、規制改革会議第三次答申において、さまざまなもの件や金額の制約が課せられている運営費の使途範囲について、「株式会社等の事業者から制限の撤廃・緩和が強く要望されている。」こういう指摘に対し、厚労省は何と答えていますか。

○小宮山國務大臣 規制改革会議第三次答申での御指摘に対しましては、平成二十年十二月二十六日に、「保育所運営費は、国民の税を財源として、保育所の適切な運営に必要な経費に對して補助されおり、適正な公金支出の観点から、その目的の範囲内でその用途が制限されるべきと考えている。」という厚生労働省の見解を公表いたしました。この考えは、今も変わっていません。

○高橋(千)委員 今も変わっていないということでありました。

その後のところに、株式会社で配当が出るくらいだったらそれを職員の充実に回すことができるじゃないか、そういう指摘まで厚労省はしているわけです。私は、やはりその立場を貫くべきだと思います。サービスや規制の内容が、国民の生命、生活や労働者の労働条件など、密接にかかわるものである、だから、その上で、大半が国民に負担いただき、税や社会保険料だからこそ慎重であるべきということを厚労省は答えていたわけです。

新システムは、規制改革会議の強い圧力の中で進めてきた保育制度改革もある。要するに、規制の側と厚労省とのせめぎ合いということと国民の声ということ、そういうことがあった。ですから、本当の本質は保育そのものの解体ということが言わなければならぬと思います。

私は、仮に修正されたとしても、その根っこで、お願いしたいと思います。

○松本(大)委員長代理 これにて高橋さんの質疑は終了いたしました。

次に、中島隆利君。

○中島(隆)委員 社会民主党の中島隆利でございます。

現在、民主、自民、公明、三党の修正協議が行なわれています。社民党は協議に参加していませんから、どのような協議が行われているかについて

は報道ペースでしかわかりません。こうやって質問に立っているのですが、大幅な変更がなされるかもしれません。政府案に対し質問することがどうぞほどの意味を持っているのか、大変疑問であります。

委員会の審議途中で、その修正協議で協議の日数が結構かかると思いますし、この際、委員会審議のあり方について、委員長、おかわりでありますけれども、ぜひ委員会の中で十分検討していただきたいというふうに思います。

さて、報道されているベースで、修正協議に関連し、質問をいたします。

去る十一日の本委員会で、閣議決定された一体改革の大綱に盛り込まれている後期高齢者医療制度廃止法案の今国会提出、それから最低保障年金制度法案の来年の提出について、総理は、自民党が提唱する社会保障制度改革国民会議で胸襟を開いて議論をする、こういうふうに述べておられます。事実上の先送りであります。また、岡田大臣も、大綱に書かれた内容よりも優先するのが修正協議であることは間違いない、こういう趣旨の答弁をされています。

ということは、ミニフェストに盛り込まれた後期高齢者医療制度の廃止あるいは最低保障年金制度への改革は、旗はおろさないかもしれません。しかし、本当の本質は保育そのものの解体ということが言わなければならぬと思います。

私は、仮に修正されたとしても、その根っこで、お願いしたいと思います。

○中島(隆)委員 その点については後段で質問したいと思うんですが、今回提案されているのは、社会保険と税の一体改革、一体改革ということになります。そういう中で先送りされるところに問題を感じているわけであります。

次にもう一つ、小宮山厚生労働大臣にお尋ねをいたします。

○岡田国務大臣 基本的には、理解が違うと思います。

後期高齢者医療制度それから年金の抜本改革について、名前はどういう名前になるかというのは各党で協議されていると思いますが、そういうた別の場で議論をすることがどうして棚上げなのか、私は理解に苦しむところでございます。

○中島(隆)委員 新年金制度導入問題あるいは後期高齢者医療問題について、民主党内の議論では、政権交代の意義を喪失するのではないか、こういう意見も出ております。特に、二〇〇九年の総選挙を振り返りますと、後期高齢者の医療制度

の廃止あるいは最低保障年金を実現することを国民に約束されまして、その選挙の中では政権交代が果たされたわけです。当時、岡田副総理も幹事長としてそのような立場で訴えられ、政権交代が今現しているとと思うんです。

ですから、こういう棚上げ、先送りであれば、やはり、公約したことがほどにされる、裏切ることになるのではないか、こういうふうに考えるんですけど、そうは考えられませんか。

○岡田国務大臣 ですから、そういう議論の場をつくって議論することがどうして棚上げなのかといふうにお聞きをしているわけです。

社会保障制度というのは、政権がかかるたびに変わるものではございません。なるべく多くの党が共通認識を持って制度改革をしていかなければなりません。加えて、今衆議院と参議院で、多数を構成している政党が異なります。そういう中で、やはり各党が協力して議論していくと、これがなります。そこで、今衆議院と参議院が提唱する社会保障制度改革国民会議で胸襟を開いて議論をする、こういうふうに述べておられます。事実上の先送りであります。また、岡田大臣も、大綱に書かれた内容よりも優先するのが修正協議であることは間違いない、こういう趣旨の答弁をされています。

ということは、ミニフェストに盛り込まれた後期高齢者医療制度の廃止あるいは最低保障年金制度への改革は、旗はおろさないかもしれません。しかし、本当の本質は保育そのものの解体ということが言わなければならぬと思います。

私は、仮に修正されたとしても、その根っこで、お願いしたいと思います。

○中島(隆)委員 その点については後段で質問したいと思うんですが、今回提案されているのは、社会保険と税の一体改革、一体改革ということになります。そういう中で先送りされるところに問題を感じているわけであります。

次にもう一つ、小宮山厚生労働大臣にお尋ねをいたします。

○岡田国務大臣 基本的には、理解が違うと思います。

後期高齢者医療制度それから年金の抜本改革について、名前はどういう名前になるかというのは各党で協議されていると思いますが、そういうた別の場で議論をすることがどうして棚上げなのか、私は理解に苦しむところでございます。

○中島(隆)委員 新年金制度導入問題あるいは後期高齢者医療問題について、民主党内の議論では、政権交代の意義を喪失するのではないか、こういう理念について非常に、部分的に今回のなかで修正是議が行われているのですが、ぜひこの理念は維持していただきたいというふうに思います。

報道によりますと、修正協議では、総合ごども

園を、認定ことども園を柱にした、文部科学省あるいは厚生労働省からの補助金については一本化するのではないかと伝えられています。認定ことども園は、二〇〇六年十月から開始をされまして、認定件数二千件が目標とされていました。しかし、四月一日時点では、認定件数が九百十一件にとどまっています。目標の数の半分にまで達していません。

今回、総合ごとも園を創設した場合には、保育所から総合ごとも園への移行だけで約二万件を見込んでいるわけであります、ここは大きな開きがあります。

現行の認定ごとも園を柱にしたシステムで幼保一元化が期待どおりに進むのかどうか、この点について大臣にお尋ねいたします。

○小宮山国務大臣　これは、再三お答えしているように、今三党で協議中でございますので、私が余りここで踏み込んだ発言をすべきではないといふことは思ひます。

たまには思します。
ただ、御心配の幼保一体化の目的が達成できな
いのではないかということは、私はそうは思いま
せん。かなり達成できるというふうに思っていま
す。

だから、法形式ですか、いろいろな仕組みがどう変わらかは別にしまして、狙いとしている、その幼保一体化をして、全ての必要な子供たちに質のよい学校教育、保育を提供するとか、待機児童を解消する、このようなことについて、その

仕組み、法形式がどうなるかとか、それを拘うシステムをどうするかとかいうことは手段であつて、目的ではございませんので、目的の部分は、今回、認定ごども園を進化させ、そこを改善していく

○中島(隆)委員 認定こども園が施行されて、実施状況が今申しましたとおりであります。しかし、この子ども・子育てシステム、ワーキングで三十一回も審議をされて、もう再三この中で答弁をされて、総合こども園がいいんだ、こういう方法でかなり達成をされるというふうに私は考えていきます。

案を出されているわけで、この点について、やはり今後の協議の中でそういう理念は崩さない、こういうことですから、ぜひそういう姿勢は持つていただきたいと思います。

今回、年金や医療制度の将来像が法案として示されないまま消費税増税の議論をしていること自体問題ではないかと指摘してきました。今度は、民主党が国民に約束してきた後期高齢者医療制度の廃止や、あるいは最低保障年金制度の創設が、事実上棚上げし、先送りされるわけであります。また、子ども・子育て支援の中心であつた総合こども園の創設も変更されるということであります。これまで委員会で議論してきたことは一体何だったのかと首をひねらざるを得ません。

このままだと、社会保障制度に関する多くの内

容は社会保障制度国民会議に先送りされて、この委員会では消費税の増税だけを決めることになります。一体改革とは言えないのではない

かねません。一体改革とは言えないのではない

社会保障の将来設計の多くを先送りするならば、その財源についても先送りをして同時決着をするのが筋ではないかと思いますが、大臣にお尋ねいたします。

○岡田国務大臣 先ほど来、先送りということを私は、なぜ先送りとおっしゃるのかということを私はむしろ逆に聞いているわけであります。

今回、七つの法案についてこの特別委員会で御審議をお願いしてまいりました。そのうちの、脱

関係は二本、子ども・子育てが三本、年金が二本であります。今、各党協議、この七本の法案について御協議いただいておりますが、それが何か、先送りされるとか、なくなるとか、そういうこと

は私は全く想定していないわけあります。議論した結果、内容的に変わることは当然あるというふうに思つておりますが、それが先に送られるということではございません。

委員御指摘の、後期高齢者医療制度や年金の抜本改革については、これはそもそもこの七本の法案の外の話でありまして、今回の社会保障・税一

体改革とは切り離されて、もう少し時間をかけながら議論するということになりますので、何か委員が先送り先送りと言つておられますか、そういうことではないということをはつきり申し上げて

おきたいと思います。

○中島(隆)委員 先送りというのは、先ほど、子ども・子育て新システムの問題とか、あるいは年金、社会保障問題、多くの課題をこの国民会議の中で議論していくこうという見直し、まあ、どういう見直しになるかわかりませんけれども、見直しになって法案が変わった場合は、これまで政府はずっとと国民にこの一体改革の説明をされてきたと思うんですね、この前、今回の七法案を含めて。だから、その説明をされてきた国民との約束が、先送りして議論することによって、そしてまた、消費税だけを今国会で成立させることには、やはりそういうことになるのではないかということふうに思うんです。

○岡田国務大臣 先ほど言いましたように、この特別委員会で御議論をいただいているのは、七つの法案であります。そのうちの税関係、地方税、国税合わせて二本、その中に消費税も含まれているということをございます。

ですから、委員、消費税だけここで決めるといふにおつしやいましたが、どういうことでそうおつしやっているのか。我々は、七本の法案について、我々政府案として出したものを、それはそのままではなくて、中身が修正されることも当然

然あるというふうに思つておりますが、七本の法案のうちの消費税だけが可決され、ほかは全部先送りされるというのは全く事実に反するということを申し上げておきたいと思います。

○中島（隆）委員 時間がありませんから、次に、今回提案されている内容について、少し質問をいたします。

〔松本（大）委員長代理退席、委員長着席〕

短時間労働者への厚生年金、健康保険の適用について、パートなど短時間労働の処遇改善を進める上で、厚生年金や健康保険の適用を拡大する方

向性は極めて正しいと思います。しかし、今回の法改正では、一週間の所定労働時間が二十時間以上、短時間労働者が約三十七万人いるわけですが、適用対象はわずか四十五万人にとどまつ

同じ働き方をしながら、勤め先の企業の規模の大小によつて制度の恩恵を受ける人、あるいは受けない人の差が生じることは、不公平な制度だと言わなければなりません。なぜ企業規模五百一名称以上という制限を設けられたのか、この点について大臣にお尋ねいたします。

○小宮山国務大臣　このこともお答えしますが、手短に。

先ほど副総理からもお答えしましたように、七つの法案のうち、今回、五%の消費税を上げさせていただくことに対応するものとして、今おつ

しゃついていたいたいたハートの適用拡大も含めた年金機能強化法案と被用者年金の一元化法案、そして今御議論いただいている子ども・子育て新システム三法案、これはここで決めるんです、今、修正協議で。ですから、全く税だけ先行ということ

ではございませんので、そこは誤解のないように
お願ひをした上で、今、五百一人以上にしたことは、
短時間労働者への社会保険の適用拡大につい
て、非正規労働者へのセーフティーネットの拡充
が望まること、ここは是非とも、このたび

が必要だと言ふことに賛成して貰つた事
だと思います。先ほど三十七万とおつしやいまし
たが、全体三百七十万です。そのうちの四十五
万を、今回しました。

なぜ四十五万に限つたかというと、これは、中

○中島 隆委員 企業は、非正規雇用やパート、有期雇用といった低賃金労働者を使いながら利益を追求する傾向がある。このことは、労働者の立場から見ると、不公平な扱いである。一方で、企業は効率化の観点から、正規雇用よりも低賃金労働者の方がコスト削減につながる場合もある。したがって、両者の立場を総合的に考慮して、現実的なストライクラインとして、五百人以上で四十五万としたところです。

を生み出そうとしているわけですが、それに見合った責任をしっかりと果たすのが筋であり

ます。保険料負担で大変だからという理屈をうの
みにすべきではないというふうに思います。
ここで、大臣にもう少し、この五百一名の基準

労働者への厚生年金あるいは健康保険の適用拡大を切った点、この点については若干問題があるといふに思うんですが、法案の附則で、短時間

について、三年以内に対象を拡大することが明記をされています。

そこで、お聞きしますが、この三年間で折りさ
れる短時間労働者の対象をどのように考えておら
れるのか。三年間で、週二十時間以上働く全ての
パート労働者に適用するお考えであれば、そのよ
うにはつきりおつしやつた方がいいのではないか
というふうに思うんですが、その点、お尋ねいた
します。

三十一年三月三十一日までの間に、短時間労働者に対する厚生年金と健康保険の適用範囲をさらに拡大するための法制上の措置を講ずるとしています。この法的措置を講ずるに当たりましては、この法案の施行の状況や短時間労働者の雇用環境、企業の置かれた状況などを考慮に入れて、その時点で適切に判断していくふうに考えて います。

いずれにしましても、この適用拡大の点も含めまして、今与野党間で御議論をいただいていますので、その中でしっかりと結論を出していただきたいと思っています。

○中島(隆)委員 もう一点お聞きをいたします。

今回の適用拡大で、月額七万八千円、年収で九十四万円以上のパートの方を対象にしていますが、現在の九万八千円、年収で約百三十万円といふ標準報酬月額でありますから、下限が引き下げられることになるわけであります。

この年収百三十万円をめぐつて、現在でも就業調整が行われていることはよく知られていますが、今回、標準報酬月額がさらによ下がって、年収

九十四万円を境に調整が行われ、あるいは、結果的に女性の継続就労が阻まれることになるのではないか、こういう危惧もいたします。また、企業側からすると、保険料負担の増加を嫌って、事業主が賃金の引き下げに走つたり、あるいは一年未満の短期間の雇用契約に切りかえていく、こういう予想がされます。

これに対し、厚生労働省はどのような手を講じようとしておられるのか、お尋ねいたします。

○小宮山国務大臣 月額賃金七・八万円の収入基準、これは、週二十時間から三十時間就業している短時間労働者のうち、第一号被保険者、国保の被保険者を収入額別に並べますと、おおよそ真ん中程度の額に相当します。

御指摘のように、事業主の側から見ると、確かに、適用拡大に伴う保険料負担、これは人件費の増加要因であります。が、労働時間を適用基準以下に抑えながら労働者の数をふやすということ、これは人手不足が生じている現場では限界があります。一方で、短時間労働者に、十分な職業訓練を行つて能力を高めた上で、より長い時間働いてもらう方が、企業現場の競争力向上を通じて、人事管理の面からも非効率になると考へられます。また、事業主にもよく説明をして、御理解をいただきたいと考えています。

○中島(隆)委員 時間も參りまして、法人税問題も質問を予定しておりましたが、次に回したいと思います。

最後に、非正規労働者の問題、そしてまた、今申し上げました女性や若い人たちの雇用支援、大変重要な問題で、深刻な状況があります。ぜひ、これらの課題についても全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

以上、質問を終わりたいと思います。

○中野委員長 これにて中島君の質疑は終了いたしました。

次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一です。毎度お世話になっております。

最初に、岡田副総理に、修正協議の進め方について質問をさせていただきたいと思います。

今、三党で修正協議が行われております。修正協議のメンバーではない我が党は、どういう議論がなされているのか、新聞ベースでしか知る由もありませんが、その進め方について疑問がありますので、岡田副総理のお考えを聞きたいと思います。

修正協議の担当者は、新聞報道ベースで見ますと、民主党の方は、前原政調会長が総括で、税は藤井税調会長、それから補佐が古本委員、それから、社会保障は細川律夫議員、長妻議員といったようなメンバーで実務者協議が進んでいる。他方、自民党的側の実務者協議は、報道によると、伊吹筆頭が総括として参加されている。それから、野田毅税調会長、町村先生、それから宮沢洋一先生、鴨下先生、加藤先生、こういったメンバーで実務者協議が進んでいると聞いております。

何が言いたいかというと、自民党的側は、宮沢先生以外は、みんなこの委員会の委員をなさっております。それに対して、民主党の側は、ほとんどのこの委員会の委員じゃない人が実務者協議をやらされています。古本先生一人を除いて、民主党の実務者協議出てくる人は、みんなこの委員会のメンバーじゃありません。

きょうでもう百十四時間になるこの長い議論の中身をしつかり聞いた上で修正協議をなさつた方が第三者的にはいいんじゃないかなと思いますし、例えば自民党的側の実務者協議の担当の実務者の皆さん、少なくとも、我々野党、ほかの野党の質疑も聞いていただいているわけですし、中央公聴会、地方公聴会、参考人の質疑、そういうさまざまな議論を踏まえて実務者協議に参加していただいているものと期待しております。

それに對して、民主党の実務者協議のメンバーは、古本さん以外は、みんな院内テレビでずっと

見ておられる方にはとても思えないようなお忙しい方はかりですから、恐らくは、この委員会の審議、公聴会で話を聞いていたいたい有識者の皆さん、地方公聴会の地元の経済界、保育園関係者、いろいろな人たちの意見をちゃんと踏まえて修正協議をやつてもらっているんだろうかと非常に疑問を感じております。

そういう意味では、国会審議の形骸化ということでそもそも修正協議には我々の党は反対しているんですけども、少なくとも、自民党側の対応のように、この委員会の委員が実務者協議に入れる、それが良識というか誠実な態度ではないかと思うんですが、この点について岡田副総理のお考えをお聞きしたいと思います。

○岡田国務大臣 そこは、いろいろな御意見がある、難しいところだと思います。

もちろん、ここで議論の結果というのは、そういう協議者にはきちんと報告がなされ、キヤツチボールがなされていますので、それが反映されていないということはございません。同時に、協議者の意見というのも、この委員会の場に、あるいは我々にも反映されて、そういうふたごとも念頭に置きながら我々も答弁させていただけます。

ですから、この委員会の委員でないからそういった交渉者といいますか協議者になつてはいけないということでは必ずしもない、そこは考え方の問題だと思います。

○山内委員 考え方の問題とおっしゃいましたし、難しいところとおっしゃいましたが、そんなに難しいことは私には思えません。

やはり本来は、実務者協議に参加するような専門性の高い議員がこの委員会の委員に選ばれた方が望ましいと思いますし、そうじゃないと、民主党の委員の皆さん、たくさんいらっしゃいますけれども、せつかくいい意見を言われている方も中にはいらっしゃいますが、そういう人たちの意見がきちんと実務者協議に反映できないということがあると思うんですね。ですから、民主党の皆さん

んも怒った方がいいと思いますよ。自分たちの意見をしつかり実務者協議に反映させてほしいということを皆さんも実は感じていらっしゃるんじゃないかなと思います。

ですから、今後、実務者協議がいつまで続くかは存じませんが、本来は三党でやるのは望ましくないと思いますが、仮に三党でやるにしても、この委員会のいろいろな質疑を生かした、実のある協議をやつていただきたいというふうに思います。

続きまして、先日もお聞きしました消費税の転嫁Gメンについて、岡田副総理と公正取引委員会の委員長に同じ質問をさせていただきたいと思います。

先日の質疑では、消費税の転嫁Gメンができても予算や人員は余りふやさない、行政の肥大化にはつながらないと岡田副総理はおっしゃったかと思します。私も、そのとき聞いて、なるほどなと思ってつい納得してしまったんですけれども、よく考えると、そんなに簡単じゃないんじゃないかなと家に帰って思いました。

この前、民主党の委員の方が公正取引委員会の委員長さんに質問されていたときに、その質疑を聞いて思つたんですが、公取の方で本当にそんな、消費税の転嫁という非常に対象者が多くなる案件を扱えるのかなという疑問が私は湧いてまいりました。公取の職員は大体八百名ほどしかいません。この八百名の人たちが、企業の談合とかそういうものの摘発もやられていました。それに加えて、消費税の転嫁の摘発という仕事まで入れると、とても今の人員じゃ足りないんじゃないかなと改めて思うようになりました。

恐らく、多くの国民が公正取引委員会に期待している業務は、やはり大きな悪を追及してほしいんじゃないかなと。企業の談合とか、悪質でかつ規模の大きい犯罪を取り締まつてほしいと思って、その公取が、消費税の転嫁という、非常に対象が多くて、多分、件数も多くなる案件を追つかけるのはちょっと無理があるんじゃないかな

と。極端なことを言うと、東京地検特捜部が万引きの取り締まりをやるような、そういうことになります。もつと大きな問題を扱うべき人たちが非常に件数の多い案件を扱っていくというのは不合理なんじゃないかなと思うようになります。

この点について、岡田副総理と公取の委員長、それぞれの御見解をお聞きします。

○竹島政府特別補佐人 いろいろ御理解いただきありがとうございます。

確かに、公正取引委員会は、独禁法と下請法どちらは受け入れない、その分、本体価格を見合つて下してくれというようなことを不当に要求するような場合は、これはまさに独禁法の問題になるわけですが、また、それが下請関係においておりまして、また、それが下請法違反になると、買いたたきとれば下請法違反になる。要するに、買いたたきといた、そういうことでござります。

○岡田国務大臣 今、公取委員長が話をしたところなんですが、一つ加えさせていただきますと、やはりそういう人員を时限的にふやすということは十分考えられることがあります。今まで类似の業務に携わってきた、例えば退職者とかそういった方々などに时限的にこの職務についていた

うことで優越的地位の濫用の問題になつてしまつてありますので、本来の業務であるといえば本来の業務でもあるわけでございます。

そこで、御指摘のとおり、大変対象が広いわけでもありますので、公正取引委員会は八百人しかおりませんので、それだけで全部対応はできませんのが、なるべく効率的に仕事をするということを心がけると同時に、各省の御協力も得て、それから、これから話でございますが、できれば商工会議所、商工会等々の団体のお力、御協力もいたります。

○山内委員 やはり心配なままです。八百人の公取の職員で、審査部門はわずか四百五十人、総務部とかいろいろ管理部門があるうかと思います。それで四十七都道府県をもし見るとして、一県当たり何人だらうと。現在の業務もあるわけですから、非常に心配になりますので、时限的に人をふやす、そういう手もあろうかと思いますが、本当にファーミジブルなのかどうか、もう一度しっかりと検討していただきたいと思います。

ただ、未適用になつている事業所に適用対策を進めるということは大変重要なことで、これまでも、雇用保険の適用事業所データを活用するなどによりまして未適用事業所の把握を行つて、把握した事業所に対する加入指導に取り組んできます。

○小宮山国務大臣 今委員がおっしゃいました、国税庁が把握している申告法人数およそ二百七十万事業所、その差が、八十万法人ほどが漏れています。それについて我々が効率的な調査をする。が非常に件数の多い案件を扱つていくというのは不合理なんじゃないかなと思うようになります。

○岡田国務大臣 今まで、日本年金機構の方は、なかなか歳入庁をつくれと言つてきたわけですが、現行法でも対応が十分可能だとは思つておりますが、民主党の方のワーキングチームの御提言の中にも、さらに何か新たな立法措置というものが考えられないのかということを宿題としていた。だいておりまして、政府の中間整理でもそのようになつておりますので、これは今、具体的なアイデアはまだ出ておりませんが、もうしばらくお時間をいただいて、単なる人海作戦ではなくて、いい手段を考えることができればそれを考えていくたい、そういうことでござります。

○岡田国務大臣 今、公取委員長が話をしたところなんですが、一つ加えさせていただきますと、やはりそういう人員を时限的にふやすということは十分考えられることがあります。今まで类似の業務に携わってきた、例えば退職者とかそういう方々などに时限的にこの職務についていた

うことで優越的地位の濫用の問題になつてしまつてありますので、本来の業務であるといえば本来の業務でもあるわけでございます。

そこで、御指摘のとおり、大変対象が広いわけでもありますので、公正取引委員会は八百人しかおりませんので、それだけで全部対応はできませんのが、なるべく効率的に仕事をするということを心がけると同時に、各省の御協力も得て、それから、これから話でございますが、できれば商工会議所、商工会等々の団体のお力、御協力もいたります。

○山内委員 やはり心配なままです。八百人の公取の職員で、審査部門はわずか四百五十人、総務部とかいろいろ管理部門があるうかと思います。それで四十七都道府県をもし見るとして、一県当たり何人だらうと。現在の業務もあるわけですから、非常に心配になりますので、时限的に人をふやす、そういう手もあろうかと思いますが、本当にファーミジブルなのかどうか、もう一度しっかりと検討していただきたいと思います。

次に質問に行きますが、ちょっと時間がなさそうなので、三番を飛ばしまして、四番の、国税庁と日本年金機構の法人数データの差異についてと

この件、岡田副総理でも厚労大臣でも、あるいは役所の方でも結構ですが、ちょっと細かいデー

雇用保険の適用事業所のデータを活用するなどしてきました。今年度末には、新たに法務省の保有する法人登記簿情報を一括して入手できるようになります。

確かに、実は国税庁の方もこの法務省のデータを使つてやつてきたということですから、なぜ年金機構がそれをもつと早くできなかつたかと問われれば、私はそれはかなり問題があつたと言わざるを得ないというふうに思います。しかし、遅まきながらではありますが、そのデータをきちんと一括して入手できるような体制ができるということあります。

明確でありますので、その差といふものの中で、説明できない差といふものは埋まつていくということを期待しているところでございます。

○山内委員 ありがとうございました。

次に、岡田副総理に、たびたび済みませんが、基礎年金部分の税負担の議論についてお尋ねしたいと思います。

以前に、岡田副総理初め超党派の議員で年金制度を抜本的に考える会という会をつくられて、勉強会を開かれていたと思います。私も実は何度もその勉強会に参加させていただきまして、そのときの提言を久しぶりに読み返してみたんですけれども、一言で一番重要なポイントを言うと、基礎年金部分は全額税負担にしましようという案だったと思います。

このころと今と、岡田副総理、お考えは変わらえているんでしようか、あるいは、この提言の内容というのは今の政府の案に反映されているんでしょうか。お尋ねします。

○岡田国務大臣 委員御指摘の提言というのは、自民党の野田先生や河野太郎先生、それから民主党では私や枝野議員や古川議員で議論をしてつくり上げたものでござります。そこは確かに、基礎年金部分は税方式ということを言つております。

今、我々の党として提案しております最低保障年金というのは、この最低保障の部分は税なんですかね、しかし、基本的には、所得比例年金というのがあって、そこは保険料、そこで足らざ

る部分について税による最低保障年金で補うということですから、かなり組み立て方は違います。

その結果、どういう問題がそれぞれ生じているかといえば、恐らく、最低保障年金の方は、やは

り所得の捕捉をきちんとしないといけない、それがどこまできちんとできるかという問題がある。

それから、全額税方式の方は、逆に言うと保険料を払わなくてもらえるということになりますから、モラルハザードが発生する。それぞれそういう問題点を抱えていることだと思います。

○山内委員 わかりました。ということで、次の質問に行きたいたいと思います。

ちょうどともどに戻りますが、三番の質問を岡田副総理にお尋ねしたいと思います。

参考人質疑で参考人の方の意見を聞きまして、非常におもしろいと思つたのが、三菱UFJリ

サーチ＆コンサルティングの五十嵐敬喜さんの参

五十嵐氏によると、消費税増税は必要である、

日本の国債がまだ信用されているのは、消費税増

税の余地が大きいからまだ日本の国債に対する信

用があるんだということをおっしゃっていました。

○中野委員長 以上で質問を終了いたしました。

○渡辺(義)委員 次に、渡辺義彦君。

○渡辺(義)委員 新党きづな渡辺義彦でございます。

再び質問の機会をいただきましたこと、大変感謝申し上げております。本当に、連日、また長時間にわたってひな壇にお坐りの皆さんには、御苦

労さまと申し上げておきます。

私も、きょう昼から三つの委員会でございまして、私の前でどんな質問があつたかといふことはちょっとわかつておりませんので、もしかして重なつた質問になつたときは御寛容いただきます

が、とにかく、収入がふえると、また何か違うことに使おうという欲求というか、そういう要望はいろいろなところから出てくると思います。福祉などの公共事業な教育なとかわかりません

確かに、増税で収入がふえると、新しい使い道を、どんどん提案が出てきてしまつて、結局財政再建にお金が回らないというような懸念があるんだけれども、しかし、基本的には、所得比例年金という記憶でございます。これは間違つた記憶でございます。

まず、現在行われております修正協議のことに

ついて少しお伺いをしたいのですが、新聞等々で

は、これは撤回したであるとかいろいろなことが掲載されておるわけでございますが、今の状況と

に、支出をふやさないようにするための方策といふのがあれば、お尋ねしたいと思います。

○岡田国務大臣 非常にいい御指摘だと思うんですね。

我々は、5%消費税を引き上げたその使い道として、1%は子ども・子育てなど新しいことに使わせていただく、残りの4%は現在の制度の安定化ということで、そういう考え方立っています。しかし、委員御指摘のように、消費税を引き上げて增收になつた分をほかに使うことになれば、それは結局、我々の目標では達成できないということになります。

したがつて、お約束したとおりの、1%は社会保障制度の充実に、4%は安定にという基本的考え方を変えず、同時に、行政改革などをしつかり進める中で、財政再建の現在のスケジュールを変えることなくしっかりと実現していかなければいけない、そういうふうに考えております。

○山内委員 以上で質問を終ります。ありがとうございました。

○中野委員長 これまで、長い時間をかけてずっと議論を各委員させていただきたいわけですが、それどころか、この三党の修正案が合意された、また、合意しなかつた、その辺のところで、例えば合意されただとして、今後のこの委員会の進め方といううんでも、我々新党きづなとしては、三党で御協議されおられますが、その内容等々は、今まで審議した内容とは変わるものがある可能性が大きいわけですから、会期も二十一日までございますし、それから、会期も二十一日までございますし、それまで、合意したからいいやと決めちゃうというようなことがまさかないだろうかといふところで、その辺のことをお聞かせいただけたらと思います。

○渡辺(義)委員 予想どおりの御答弁でございました。

ここまで、長い時間をかけてずっと議論を各委員させていただきたいわけですが、それどころか、この三党の修正案が合意された、また、合意しなかつた、その辺のところで、例えば合意されただとして、今後のこの委員会の進め方といううんでも、我々新党きづなとしては、三党で御協議されおられますが、その内容等々は、今まで審議した内容とは変わるものがある可能性が大きいわけですから、会期も二十一日までございますし、それから、会期も二十一日までございますし、それまで、合意したからいいやと決めちゃうというようなことがまさかないだろうかといふところで、その辺のことをお聞かせいただけたらと思います。

○中野委員長 これにて山内君の質疑は終了いたしました。

○渡辺(義)委員 次に、渡辺義彦君。

○渡辺(義)委員 新党きづな渡辺義彦でございました。

再び質問の機会をいただきましたこと、大変感謝申し上げております。本当に、連日、また長時間にわたってひな壇にお坐りの皆さんには、御苦

労さまと申し上げておきます。

私も、きょう昼から三つの委員会でございまして、私の前でどんな質問があつたかといふことはちょっとわかつておりませんので、もしかして重なつた質問になつたときは御寛容いただきます

が、とにかく、収入がふえると、また何か違うことに使おうという欲求というか、そういう要望はいろいろなところから出てくると思います。福祉

などの公共事業な教育なとかわかりませんが、とにかく、増税で収入がふえると、新しい使い道を、どんどん提案が出てきてしまつて、結局財政再建にお金が回らないというような懸念があるんだけれども、しかし、基本的には、所得比例年金という記憶でございます。これは間違つた記憶でございます。

まず、現在行われております修正協議のことに

ついて少しお伺いをしたいのですが、新聞等々で

は、これは撤回したであるとかいろいろなことが掲載されておるわけでございますが、今の状況と

いうか見通しというか、その辺のところをお教えいただけたらと思うんです。副総理、お願いを申し上げます。

○岡田国務大臣 今、民主党、自由民主党、公明党、三党間で政党間協議を行つてることであります。これはまさしく、まだ途中で、政府とはちょっと違う立場したがつて、私がその内容について何かこの国会の場でお話しする立場にはないということございます。

○岡田国務大臣 予想どおりの御答弁でございました。

ここまで、長い時間をかけてずっと議論を各委員させていただきたいわけですが、それどころか、この三党の修正案が合意された、また、合意しなかつた、その辺のところで、例えば合意されただとして、今後のこの委員会の進め方といううんでも、我々新党きづなとしては、三党で御協議されおられますが、その内容等々は、今まで審議した内容とは変わるものがある可能性が大きいわけですから、会期も二十一日までございますし、それから、会期も二十一日までございますし、それまで、合意したからいいやと決めちゃうというようなことがまさかないだろうかといふところで、その辺のことをお聞かせいただけたらと思います。

○渡辺(義)委員 予想どおりの御答弁でございました。

ここまで、長い時間をかけてずっと議論を各委員させていただきたいわけですが、それどころか、この三党の修正案が合意された、また、合意しなかつた、その辺のところで、例えば合意されただとして、今後のこの委員会の進め方といううんでも、我々新党きづなとしては、三党で御協議されおられますが、その内容等々は、今まで審議した内容とは変わるものがある可能性が大きいわけですから、会期も二十一日までございますし、それから、会期も二十一日までございますし、それまで、合意したからいいやと決めちゃうというようなことがまさかないだろうかといふところで、その辺のことをお聞かせいただけたらと思います。

○中野委員長 これは政府が答弁する内容ではありませんが、国会で、各党代表が集まっております理事会で協議をしながら、今後の対応を進めてまいります。

○渡辺(義)委員 わかりました。

○中野委員長 これは政府が答弁する内容ではありませんが、国会で、各党代表が集まっております理事会で協議をしながら、今後の対応を進めてまいります。

○渡辺(義)委員 わかりました。

それでは、今の委員会名は、社会保障と税の一体制改革に関する特別委員会。私が以前御党に所属させていただいているときの記憶では、税と社会保障の抜本改革調査会とか、税が前に来ておつた

という記憶でございます。これは間違つた記憶でございます。

当然、この名称にお変えになつたというか、おせいになつておられるというのには、社会保障の充実のために消費税を中心いて増税をしたい、そういう

う議論ということで理解させていただいてよろしくうござりますでしょうか。

○岡田国務大臣 どちらが先かというのは、何か特別の意味があるわけではないと思いますが、やはり我々、社会保障制度を充実する、あるいは安定させる、そのために消費税の5%引き上げをお願いしている、そういうことからいえば、素直に社会保障が置き去りになるということは全くございません。

○渡辺(義)委員 あくまで社会保障の充実が主で増税が従であると私も理解しておりますが、今議論させていただいている最低保障年金制度のこととか後期高齢者医療制度、年金、医療等々の問題とか、社会保障の枠組みの中に、子育てというものを優先課題にして総合こども園などの問題を、政府や与党民主党は前の選挙で公約ともしておられたわけです。

この社会保障のグランドデザインに関する重要な施策を、もしかしたら棚上げされたり、断念、撤回ということも予想されるわけありますけれども、増税のことがどうも先に立つて、社会保障部分の改革案の方の明示がしつかり国民に伝わっていないという部分においては、消費税が8%、10%と増税されるということしか国民は御理解されていないと思うんです。

国民に対し、公約違反というか不履行というか、増税ありきだけで、税だけ先行させるのは、一体改革と呼ぶにはちょっとおかしいんじゃないかと私は思っていますが、副総理の御見解を。

○岡田国務大臣 我々、この特別委員会に七本の法案の審議をお願いして、約一ヶ月間御審議いただいています。七本は、税法、地方税、国税で二本、それから子ども・子育てで三本、年金で二本であります。その七本について今各党間で協議していただいているますが、中身の修正はあると思いますけれども、それが途中で棚上げになります。ですから、税だけ取つてないわけでございます。ですから、税だけ取つてお立場の経理がまず行うことは、増税後の形を

社会保障が置き去りになるということは全くございません。

○渡辺(義)委員 御指摘の、後期高齢者医療制度の廃止の問題とか、あるいは年金の抜本改革の問題についても、そもそもこの七本の外の話、社会保障・税一体改革とは一応分けて考えてきた問題でありますので、そういった問題についても各党間でよくこ

れから御議論いただくところで、別に棚上げしたわけではございませんし、もとに戻りまして、七本の法案についてしつかり議論をして、多少といいますか、中身の修正はあるにしても、ここでできちゃんと結論を出していただくということでござりますから、税だけ成立する、消費税の引き上げだけが決まるというようなことは全くございません。

○渡辺(義)委員 御党のお話をすればあれなのかもしれませんけれども、御党の中でもやはり、税の方が先走っているんじゃないかということで、公約されている部分も実行されていないんじゃないなかな

いか、かなり野党の方に譲歩しているんじゃないのかというような議論も行われているわけであります。私は、先行きの安定感というものを国民の皆さんにお求めになつておられると思うんです、増税云々の先にあるもの。ですから、社会保障のあるべき姿というものを見せてから、また提示してから国民の思いとか民意に反するものでない、急いで結論を出すために命がけでこの法案を通してお立場の経理がまず行うことは、増税後の形を

もっと明確にお見せいただくことじゃないのかなと私は思っています。

○小宮山国務大臣 最近の世論調査によりますと、今まで増税もやむなしという数字の方が高かつたというような感想を私は持つておりますけれども、最近のアンケートでは、やはり増税反対やなという方の方が多いやにそのデータでは提示されています。

それはなぜかというと、社会保障の部分、増税された後、一体自分たちの老後はどうなるんだとか子育てに関するどうなるんだというところの議論をまだ今されている途中の中で、明示、はつきりどう決まるのかわからないというところで増税のことだけが進んでいくということで、やはりそれが増税には賛成できないなという世論だと自分が思っていますけれども、その辺の感想はいかがでございますか。

○岡田国務大臣 繰り返しになりますが、この特別委員会、七本の法案をお願いしていただけます。その中の五本というのは、現在の社会保障制度を改革するというものであります。協議しておられますので、中身は少し変わると思います。しかし、基本的に、その七本の法案について、これを修正した上で成立させるということでありますので、そして、中身は先ほどちょっと申し上げたような中身になりますから、全体像が見えないと

か、そういうことはないということであります。そこは、むしろ、委員もずっとこの百時間の審議に携わってこられましたのでよく御承知のはずであります。税だけが上がるというようなことは全くございません。まだまだ説明が足らないかもしませんが、具体的に、七本の法案が成立したときに、それは国民の皆さんにもしつかり御理解をいただけるものだというふうに考えております。

○渡辺(義)委員 もつと丁寧に国民に伝わるようにしていただきたいという要望でございます。それでは、小宮山大臣に御質問させていただきま

わっておられて、一生懸命エールを送らせていただいたという気持ちでございましたが、どうも新聞紙上では、撤回の方向でも仕方がないかな的な御発言、これは新聞に載つてありますので、その真意のほどをお話しいただけたらと思います。

○小宮山国務大臣 子ども・子育て支援の関連法案についても今三党で御協議いただいている最中ですでの、私が余りいろいろ申し述べるべきではないと思いますが、先ほどから申し上げているように、各党一致しているのは、子育て施策をしっかりと充実させたいということ、また、質の高い幼稚期の学校教育、保育を全ての子供にしたいといいます。

これは、総合こども園法という形はとらないとしても、認定こども園を拡充させて、狙つていたところになるべく近づけることによりまして、目的としているものは、そう変わらずに実現ができると私は思っておりますので、名前が変わるから全部取り下げみたいイメージがあるのは間違つていてるというふうに思います。

○渡辺(義)委員 児童手当のときも、児童手当を復活させるが、これは進化であつて廃止ではないとおっしゃいました。認定こども園も、このまま進化であつて見送りではない、そのようにお考えということでございますね。

○小宮山国務大臣 今回、総合こども園法と名づけましたけれども、途中までは総合施設という言葉をしていましたですけれども、そうすると子供に身近でないの総合こども園という名前をつけました。

また、いろいろな仕組みも、私どもが考えてこれがないといふ仕組みをつくったわけですが、ねじれ国会のもので、やはり各党の同意をいたしかねがいいといふ仕組みをつくりましたけれども、途中までは総合施設といふ方をしていましたですけれども、そうすると子供で関連法案で狙いとしていたことを変えたわけではありませんので、そこはしつかりと御理解

いただけるように説明をしていただきたいと思つています。

○渡辺(義)委員 待機児童の解消のために総合こども園が必要と本委員会でもすつと答弁されてきたわけでございますので、待機児童の解消は増税のために切り捨てたなどと思われないよう、しっかりと御説明をいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

余り時間がございませんが、増税と国民生活についてということでお聞きをさせていただきま

す。この改革案で国民の生活はどうよくなるのかと

いうか、私、前回も申しましたけれども、公共料金も上がるし、景気も悪いし、失業率も高いし、職についても非正規雇用で条件は悪いし、円高、デフレだ、普通に働いて生活できるという基本の

基本が今なかなか難しいような状況だと私は思つているんです、低所得者の方を見れば。そういう中で、こういう増税で負担増になると

いう厳しい生活の中で、国民生活に大きな影響を及ぼすわけですが、その痛みの部分をどう救うか、支援するかという部分では、政府としてはどうお考えになつておられますでしょうか。

○安住国務大臣 いろいろな角度からの見方はあると思いますけれども、一方で、冷静に考えれば、今の行政サービスの大半の部分というのは赤字国債で賄つてある。社会保障も、実は、充実強化ということもありますけれども、私ども財政当局から見れば、簡単に言えば、孫子に借金をして今一世代のサービスを賄つてある状態をこのまま続けていくということが、それでは健全なのかといふことも一つ考へなければならぬと思いま

す。ですから、そういうことを勘案すれば、負担面だけを強調される方も結構おられるんすけれども、やはり社会保障の充実と、それから、今そういう点では、次世代にツケ回しをしている部分について、やはり、今を生きる世代で、金世代で負

担をしながら、年金、医療、介護を、少しでも足らぬ前を補つていこうという考え方もあつてしま

るべきだと私は思うんですね。

そういうことがないからこそ、将来に不安があります。それで、お金を使わなくなつたり、それがまた消費に影響したりという悪い循環にならないように

するのがやはりもう一つ政府の大きな仕事である

ということを申し上げたいと思います。

○渡辺(義)委員 ですから、その中身、そうなら

ないようにならざれるかという部分で具体的にお

聞きしたかったのですが。

時間がございませんので、源泉徴収制度につい

てちょっと御質問させていただきます。

前回、徴収、徴税のことを申し上げました。

もつとしっかり徴収してくださいよというような

お話をさせていただいたんですが、我が国は、給

与所得者が納税者の大半でございます。そのおか

げで徴税率も大変高いんだと思っております。私

は、納税意識の向上等々を考えると確定申告もい

いんじゃないかなと思つておるんですけども、

民主党さんも、過去には、「徴税側の都合のみを

優先させてきた源泉徴収制度・年末調整制度など

の各種徴税制度の改革を進めます。」ということを

うたつておられます。また、御支援いただいてお

られます連合さんも、申告納税制度とか源泉徴収

制度の選択制はいかがですかというようなことも

申し述べられております。

確かに、サラリーマンの方というのは、必要経

費等々をもつと拡大してあげて、お商売されてい

ますといろいろな経費で落とせるという部分もございますけれども、サラリーマンの皆さんも控除

制度の選択制はいかがですかというようなことも

あります。そういう枠の拡大等々をお考えにはなつて

おりませんでしょうか。

○五十嵐副大臣 委員も御存じのとおりであります。

おります。

その上で、給与所得者には給与所得控除という

のが、今御指摘もされましたけれども、ございま

して、大体、マクロ的に見ますと、総収入の三割

ぐらい控除をされているでしょうか。そして、い

わゆるサラリーマンの必要経費といいますか、そ

の部分を実額で調査をすると、二十二年時点で

私の記憶では大体五・二%ぐらいですから、そ

ういう意味ではカバーされているというふうに思

います。

その上で、しかし、人によってはかなり特定支

出が多い方もいらっしゃいますから、このたび、

給与所得控除額の半分を超える部分については実

額で控除するのを認めよ、そういう手直しをいた

しておりますので、これからもさまざまな観点か

ら、不公正のないように適正な課税が行われる

よう見直しはしていきたいと思います。

○渡辺(義)委員 時間が来てしましましたが、現

在、申告すれば還付される税もあるのに、申告さ

れていない方もたくさんおいでになると思うんで

す。そういう意味では、申告主義ではなく、還

付請求する側の手続がもつとわかりやすい、簡素

になるような、行政側の方からもつと告知をして

あげる、案内してあげるというような、そういう

ことを推し進めていただけたらと思います。

時間が参りましたので、以上で質問を終わらせ

ていただきます。ありがとうございました。

○中野委員長 これにて渡辺君の質疑は終了いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会